

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月30日

【事業年度】 第2期(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO. , LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 NEWS日本橋堀留町6階

【電話番号】 03-6453-6644 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 三 井 規 彰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 NEWS日本橋堀留町6階

【電話番号】 03-6453-6644 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CFO 三 井 規 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		2018年4月	2019年4月
売上高	(千円)	21,776,194	26,485,617
経常利益	(千円)	587,794	852,965
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	725,832	499,618
包括利益	(千円)	784,912	543,238
純資産額	(千円)	1,382,169	1,995,097
総資産額	(千円)	14,054,206	15,065,010
1株当たり純資産額	(円)	0.58	1.53
1株当たり当期純利益	(円)	4.11	1.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	2.88	1.85
自己資本比率	(%)	8.1	10.9
自己資本利益率	(%)	102.4	36.0
株価収益率	(倍)	22.14	33.25
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	973,565	353,726
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	35,590	1,080,218
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,303,317	929,102
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	2,916,791	1,261,196
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	1,380 (215)	1,544 (236)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、2017年11月1日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。

3 第1期連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社メガネスーパーの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

4 従業員数につきましては、( )内に外書で準社員、嘱託社員及びパート社員数を示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第 1 期	第 2 期
決算年月		2018年 4 月	2019年 4 月
営業収益	(千円)	168,956	952,680
経常利益	(千円)	52,394	357,114
当期純利益	(千円)	16,758	784,326
資本金	(千円)	10,000	10,795
発行済株式総数	(株)	189,306,939	226,044,272
純資産額	(千円)	899,309	1,786,909
総資産額	(千円)	989,344	2,191,093
1株当たり純資産額	(円)	3.61	0.61
1株当たり配当額	(円)	-	-
(1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	(円)	0.36	3.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	3.08
自己資本比率	(%)	65.6	65.5
自己資本利益率	(%)	2.6	75.3
株価収益率	(倍)	-	19.9
配当性向	(%)	-	-
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	14 (-)	29 (-)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	113.8 (100.6)	81.3 (93.8)
最高株価	(円)	118	203
最低株価	(円)	64	63

- (注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は、2017年11月1日設立のため、それ以前に係る記載はしておりません。
- 3 第1期は、2017年11月1日から2018年4月30日までの6ヶ月間となっております。
- 4 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
- 5 第1期の株価収益率は1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
- 6 当社株式は2017年11月1日から東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場されており、株主総利回りは当該上場日の株価を基準に算出しております。
- 7 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。
- 8 従業員数につきましては、( )内に外書で準社員、嘱託社員及びパート社員数を示しております。

## 2 【沿革】

年月	沿革
2017年11月	株式会社メガネスーパーが単独株式移転により当社を設立し、東京証券取引所市場JASDAQ(スタンダード)に株式を上場(株式会社メガネスーパーは2017年10月に上場廃止)。
2018年5月	東京都港区に株式会社VisionWedge設立。眼鏡用品の卸売業開始。
2018年8月	東京都世田谷区の株式会社VISIONIZEの株式を取得し子会社とし、卸売業及び小売店5店舗取得。
2018年10月	株式会社メガネスーパー(現・連結子会社)の子会社4社の管理事業を吸収分割により承継し、当該子会社を直接完全子会社化。

また、当社の完全子会社となった株式会社メガネスーパーの沿革は以下のとおりであります。

(参考：2017年10月までの株式会社メガネスーパー(株式移転完全子会社)の沿革)

年月	沿革
1976年7月	埼玉県大宮市(現さいたま市)に有限会社メガネスーパー設立。眼鏡用品の小売業開始。
	以降、法人格を持った店舗を全国展開(その後、順次合併・営業譲渡を行い、1987年5月、株式会社メガネスーパーに集約化)。
1979年5月	東京都中央区に有限会社セントラル商事設立。眼鏡用品の卸売業開始。
1979年6月	東京都中央区に有限会社三栄商事設立。広告代理業開始。
1980年3月	神奈川県箱根町に株式会社サムソン設立。同所に「ホテルサムソン箱根」を建設、ホテル業開始(1995年4月、同社を吸収合併し株式会社メガネスーパーへ移管)。
1980年9月	有限会社セントラル商事を株式会社セントラル商事に組織変更(現株式会社メガネスーパー設立)。
1981年8月	本店を神奈川県小田原市に移転。
1984年7月	山梨県南都留郡に「ホテルサムソン山中湖」を建設し、ホテル業(その他の事業)開始。
1986年5月	神奈川県小田原市に株式会社メガネスーパー東北設立(1994年12月、本店を東京都中央区に移転)。
1987年5月	株式会社メガネスーパー東北は全国の小売店舗を営業譲受、同時に株式会社メガネスーパーに商号変更。
1996年4月	熊本県天草郡(現天草市)に「ザ・マスターズ天草コース」をオープン、ゴルフ事業開始。
2000年1月	株式会社メガネスーパー及び有限会社三栄商事を吸収合併し、株式会社メガネスーパーに商号変更。
2000年6月	「ザ・マスターズ天草コース」の運営管理及び会員権の販売を委託していた株式会社ザ・マスターズコーポレーション(1991年7月、東京都中央区に設立、設立当時の株式会社メガネスーパー持株比率20%)を株式会社メガネスーパーの100%子会社化。
2001年6月	東京都中央区に株式会社グッド・アイ設立(100%子会社)。均一低価格の眼鏡の小売業開始。
2002年1月	株式会社グッド・アイを株式会社ハッチに商号変更。
2002年2月	株式会社ハッチの本店を神奈川県小田原市に移転。
2004年3月	日本証券業協会店頭登録(現東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場上場)。
2007年1月	「ホテルサムソン箱根」の売却に伴い、ホテルの経営等(その他の事業)から撤退。
2007年3月	株式会社ザ・マスターズコーポレーション(100%子会社)を吸収合併。
2008年7月	Web通信販売サイトを立ち上げ、主にコンタクトレンズ及びコンタクトレンズ備品等のインターネットによる通信販売事業(その他の事業)開始。
2008年8月	株式会社ハッチ(100%子会社)を吸収合併。
2010年12月	「ザ・マスターズ天草コース」を会社分割し、新設子会社株式会社ザ・マスターズコーポレーションを設立、同時に株式譲渡を行いゴルフ事業から撤退。
2017年1月	株式会社メガネハウスの株式を取得。
2017年5月	株式会社Enhancelabo設立。
2017年6月	株式会社関西アイケアプラットフォーム設立。
2017年8月	株式会社みちのくアイケアプラットフォーム設立。
	株式会社関西アイケアプラットフォームが株式会社シミズメガネより眼鏡小売店11店舗を譲受。

### 3 【事業の内容】

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、主として当社及び連結子会社7社で構成されており、眼鏡等小売業を主な事業としております。

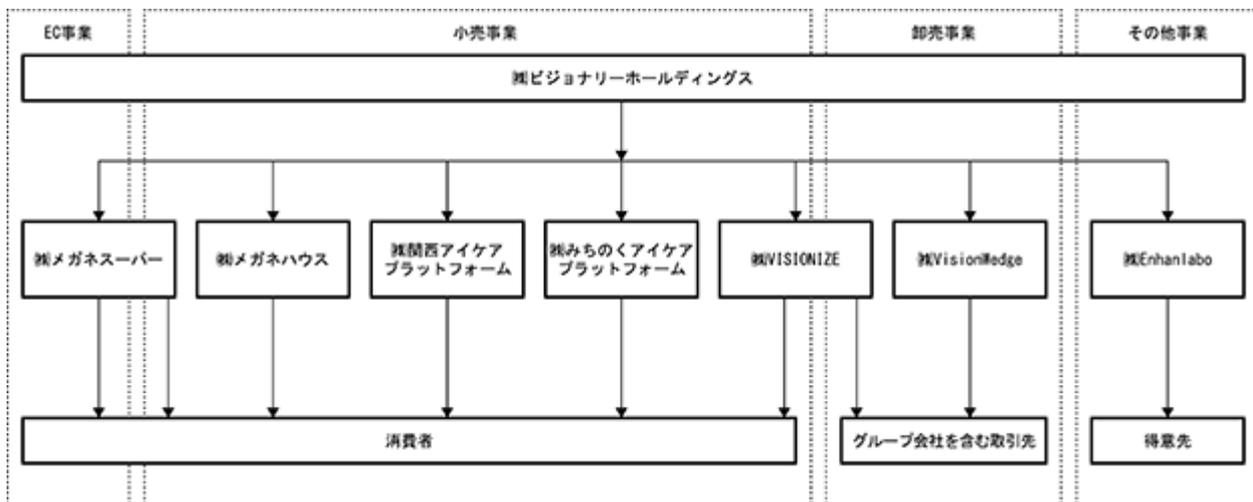
当社グループの事業内容は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」の「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

セグメントの名称	会社名	事業の内容
小売事業	株式会社メガネスーパー (注) 連結子会社	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・健康食品等の店舗における販売事業
	株式会社メガネハウス (注) 連結子会社	
	株式会社関西アイケアプラットフォーム (注) 連結子会社	
	株式会社みちのくアイケアプラットフォーム (注) 連結子会社	
	株式会社VISIONIZE (注) 連結子会社	フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラスの店舗における販売事業
卸売事業	株式会社VisionWedge (注) 連結子会社	フレーム・サングラスの卸売事業
	株式会社VISIONIZE (注) 連結子会社	フレーム・サングラスの卸売事業
EC事業	株式会社メガネスーパー (注) 連結子会社	インターネット上のコンタクトレンズ、眼鏡等の通信販売事業
その他	株式会社Enhanlabo (注) 連結子会社	眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の企画・開発・製造・販売等

上記の事業の系統図は、次のとおりであります。

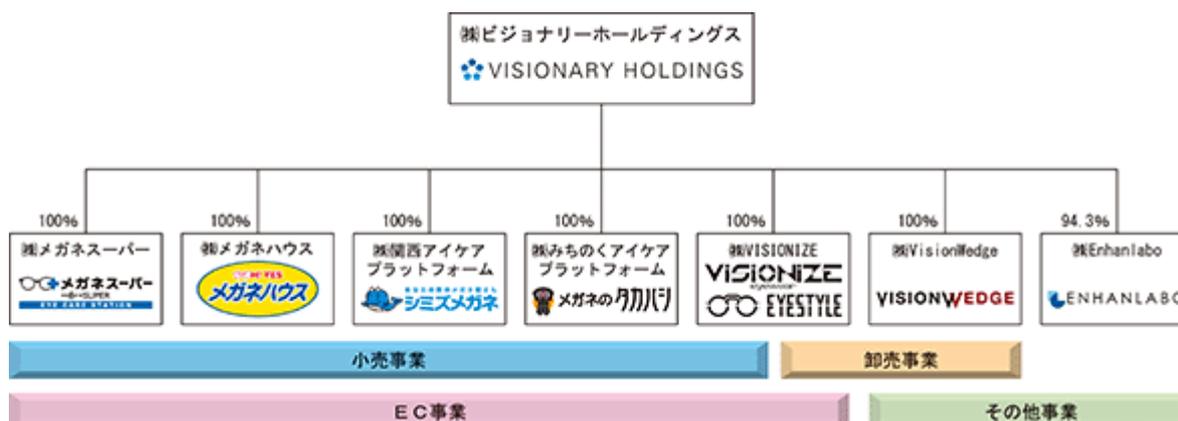


## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社メガネスーパー(注3.4)	神奈川県小田原市	100,000	小売事業 EC事業	100.0	役員の兼任9名
株式会社メガネハウス(注3)	富山県富山市	12,000	小売事業	100.0	役員の兼任2名
株式会社関西アイケアプラットフォーム(注3)	東京都中央区	10,000	小売事業	100.0	役員の兼任2名
株式会社みちのくアイケアプラットフォーム(注3)	東京都中央区	10,000	小売事業	100.0	役員の兼任2名
株式会社Enhancelabo(注3)	東京都中央区	25,105	眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の企画・開発・製造・販売等	94.3	役員の兼任2名
株式会社Visionledge(注3)	東京都中央区	10,000	卸売事業	100.0	役員の兼任2名
株式会社VISIONIZE(注3)	東京都世田谷区	2,000	卸売事業 小売事業	100.0	役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
 2. 「議決権の所有割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。  
 3. 特定子会社であります。  
 4. 株式会社メガネスーパーは売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えています。

主要な損益情報等	売上高	24,444,010	千円
	経常利益	910,168	千円
	当期純利益	653,371	千円
	純資産額	1,130,246	千円
	総資産額	13,243,821	千円



## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2019年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
小売事業	1,417 (179)
卸売事業	18 (12)
EC事業	8 ( )
その他	5 ( )
全社(共通)	96 (45)
合計	1,544 (236)

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。  
 2 ( )内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。  
 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

## (2) 提出会社の状況

2019年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
小売事業	( )
卸売事業	( )
EC事業	( )
その他	( )
全社(共通)	29 ( )
合計	29 ( )

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。  
 2 ( )内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。  
 3 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

2019年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
29 ( - )	44.06	19.56	7,861,264

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。  
 2 ( )内は、外書きで、準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。  
 3 平均勤続年数の算出にあたっては、子会社の勤続年数を通算しております。  
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社は、主要な子会社である株式会社メガネスーパーに「UAゼンセン同盟メガネスーパー労働組合」が組織されております。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

##### . Mission

「アイケア」を極めれば、五感マーケットが見えて来る。

私たちは、人々の生活価値全てに関わる新しい五感拡張領域に大きな想像力を持って取り組み、来るべき社会にとって意味なすものを創出していく。

##### . Vision

お客様と自分たちをつなぐ対人感覚、生活者の動きを敏感に察知する時代感覚、利益を生み出し世の中に還元する事業感覚を磨き続ける。

それらの感覚をベースにした正しい「アイケア」の啓発活動を実直に進化させることで、企業成長と社会貢献の両方を叶える。

そして、柔軟性とグループの多様性をもって、その先に広がる五感マーケットの可能性を模索、追求する。

##### . Value

#### 1 . POSITIVE (ポジティブ) :

時代の先端を走り続けるためには、従業員が先取、前向きな姿勢でなければいけない。一人一人が持ち合わせた力は無限だとしても、あらゆる物事の持つポジティブ・ネガティブな側面を見極めながら全力を注がなければ、真の能力が発揮される事も成長もない。

#### 2 . SPEED (スピード) :

時代は進化を止めない。だから、変化を恐れ止まる事は衰退を意味する。我々は一瞬一瞬で生まれ変わり、スピーディに成長と変容を続ける存在でなければならない。時代の風に乗るだけでなく、その勢いでさらに先へ進んでいこう。

#### 3 . ZEROBASE (ゼロベース) :

昨日のYesが今日のNo、今日のNoが明日のYes。「創造は破壊から生まれる」と言うが、過去の成功・失敗体験にとらわれず、ゼロから発想する勇気を持つ。それがどんな時代も乗り越える生存戦略につながる。

#### 4 . CUSTOMER :

全ての活動は我々の最大の支持者であり、提供価値の理解者である顧客のために展開される。顧客が望むこと、喜んでくださることを、あらゆる角度から見極め、徹底的に取り組む。不要なもの、こちらの事情の産物は絶対にお売りしないのが「真のサービス精神」である。

#### 5 . PROFIT :

正しく利益を上げ、それを還元するためのバランス感覚を失ってはならない。利益は、企業、社員の持続的な成長の原資となる。利益がなければ、お客様のための新たなサービスや商品の開発もできず、ステークホルダーや社会への還元もできなくなる。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、中期経営計画(2019年6月18日発表)において、業容の拡大と収益力の増強による企業価値の向上を追求すべく、「EBITDA」(注)を重要な経営指標と位置付け、その達成を目指してまいります。

\*現中期経営計画最終年度(2023年度)の目標値：売上373億円、EBITDA28億円

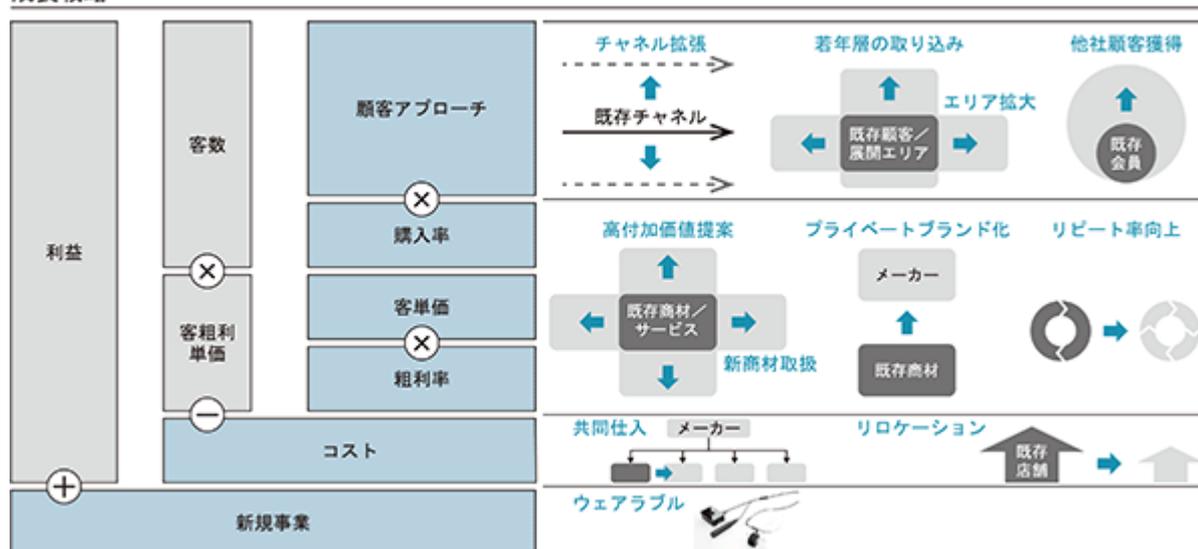
(注) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費(有形・無形固定資産) + 長期前払費用償却費 + 除去債務償却費用 + のれん償却費 + 株式報酬費用)

### (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社が属しております眼鏡等小売市場は、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、VDT（Visual Display Terminals）高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要の高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大していることから、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられます。また、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により店舗数に減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっているものと予想されます。

当社グループは、更なる事業成長並びに企業価値の最大化に向けて、各事業における責任体制の明確化、事業間のシナジーの最大化、機動的な組織再編、戦略的な事業提携やコーポレートガバナンスの強化等、グループ各社が事業環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築することを基本方針とし、次世代型店舗への移行、商圈に合わせた出店の継続、事業拡大を支える人材採用と教育の継続、目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進、新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業の成長、の5つを基本戦略としております。

#### 成長戦略



### (4) 当社グループが取り組んでいる中期経営計画上の課題

当社グループの経営基盤の更なる強化に向けて取り組むべき課題は、次のとおりです。

#### 1. ターゲット顧客層を獲得する上での当社グループの強みの活用

- ・ミドル・シニア世代は、すでに当社グループ主要の顧客基盤であり、その約半分は「ファッション性」よりも視力検査やフィッティングを初めとする「アイケア」を重視する顧客層。
- ・このような顧客層に対する検査や過去蓄積してきた約900万人の顧客データベースなど、当社グループの強みをより一層活かすことでさらなる顧客基盤の拡大。

#### 2. オペレーションの改善と次世代型店舗へのオペレーションの改善とリニューアル

- ・本社サポートによる既存店毎に特定された店頭訴求、商品・接客などの問題解決、施策展開による単価・件数の増加。
- ・付加価値需要層に対応した店舗リニューアルを高収益店舗を中心に進め、さらには、全店拡大に向け量的に拡大。

#### 3. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築

##### 集客のためのマーケティング

- ・主要な顧客基盤たるミドル・シニア世代をより明確にターゲットとすることで、アイケアに関する個々の顧客の潜在ニーズを顕在化させ、新規客数および再来客数をさらに拡大。
- ・既存店舗の質の向上が図れてきたことを踏まえ、顧客への訴求という観点から、DM、メルマガ、LINE、ポスティングといった直接顧客とつながる販促施策、地域・商圈毎の広告宣伝媒体の多様化と相乗効果の最適化など、より一層対外訴求効果を改善。
- ・特に、新規顧客の獲得に向けては、ミドル・シニア層に適した「アイケア」を中心とした商品・サービスのマス向けの打ち出し、再来顧客の確保に向けてはウェブを中心とした展開を重視し、有用な顧客データをもとにした

情報配信、商品・サービスやソリューション提案を直接顧客とやりとりすることにより、実質的な商圈の拡大及び広告宣伝施策の効率向上を図る。

#### 顧客化のための店舗サービスの最適化

- ・集客のあり方の進化に伴い、店舗のあり方も従来小売の物販型モデルにとらわれず、付加価値のあるサービスを重視。
- ・タブレットPCなどのITの活用と人材の役割専門化を通じてコストを削減しながら売上が向上する収益モデルへの変更。
- ・顧客への付加価値に提供という観点からは、集客施策により顕在化する顧客ニーズに対して、「アイケア」ニーズに対応した競合と差別化可能なレンズ製品の品揃えや、ミドル・シニア層に適した企画開発型のオリジナルフレーム商品の拡大を推進。
- ・商品ラインの変更と平仄を合わせ、商品・サービスの付加価値を積極的に上げ、一部競合よりも絶対水準として高い、価格あたりの価値を高くし、買上率を一段と拡大させる。
- ・結果として、坪効率を向上させ、より面積の小さい店舗における店舗展開も可能に。

#### 4. 新規出店

- ・閉鎖や改装による既存店の構造改革及び既存店の次世代型店舗への転換による売上拡大に加えて、投資効果の高い新モデルでの小商圈（地域密着型商圈・立地）への新規出店。
- ・また、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを強化し、M&A等による店舗の獲得も機会に応じて検討。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。ただし、すべてのリスクを網羅したものではなく、現時点では予見出来ない又は重要と見なされていないリスクの影響を将来的に受ける可能性があります。当社グループではこのような経営及び事業リスクを最小化するための様々な対応及び仕組み作りを行っております。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

### 1. 小売事業について

#### (1) 出店政策について

当社グループは、主に賃借店舗によって眼鏡商品、コンタクトレンズ用品等の小売業を行っております。グループ全体の店舗数は2019年4月30日現在、398店舗となっております。

当社グループの出店方針は、「すべて直営店である」という点にあります。

- ・フランチャイズ展開した場合に比べ、会社の方針、施策等を迅速かつ適切に実施できる。
- ・店舗管理が容易かつ機動的に実施できる。
- ・出退店、改装等が臨機応変に実施できる。

等のメリットがある一方で、出店費用、人件費や付加価値需要層にアイケア商品・サービスを提供するための技術力等人材育成のコスト負担が大きくなるというリスクを負うこととなります。

今後も多様化する顧客ニーズを的確に把握し、業界を取り巻く環境の変化に迅速に対応することを重視し、直営店展開を基本とする方針ですが、出店費用、人件費や人材育成等のコスト負担が大きくなるというデメリットが、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性はあります。

店舗に係る設備投資につきましては、自己資金の範囲内で行うことを基本方針としております。物件ごとに商圈、競合状況、投資効果等を総合的に勘案し、新規出店に加え、既存店活性化策（改装、近隣への移転や店舗面積の縮小等の店舗収益力の強化策）を継続して進めていく方針であります。

上記の出店方針を当面継続する予定であります。物件確保の状況により出店政策上、出店時期や出店予定数の変更等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 敷金及び保証金について

当社グループでは、賃借による出店を基本としております。このため、店舗用物件に契約時に賃貸人に対して敷金及び保証金を差し入れております。敷金及び保証金の残高は、2019年4月30日現在、2,813百万円(総資産に対する割合18.7%)であります。

当該敷金及び保証金は、期間満了等による賃貸借契約解約時に契約に従い返還されることになっております。また、当社グループでは賃貸人に預託している当該敷金及び保証金について、原則として賃貸人が賃料差押・競売になった際の保全として債権保全条項(支払賃料と敷金及び保証金との相殺等)を契約書・保証金に明示しております。しかしながら、賃貸側の経済的破綻等不測事態の発生によりその一部または全額が回収出来なくなる可能性があります。また、契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って契約違約金の支払が必要となる場合があります。

#### (3) 法的規制等について

##### コンタクトレンズ販売等に関する規制等

小売事業における販売品目のうち、コンタクトレンズ及び補聴器は、2005年4月1日施行の薬事法(現医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法))に伴い改正前の「医療器具」から改正後は「高度管理医療機器」に該当することになりました。これに伴い、当該品目の販売については、従前の届出制から、許可制となりました。このため、当社グループでは、薬機法第39条の規定に基づき、店舗ごとに所在地の都道府県知事に対し、厚生労働省令に定める「高度管理医療機器等販売許可申請書」等を提出し、許可を得たうえで販売を行っております。

また、販売を行う店舗においては薬機法第2条の規定に基づき、「高度管理医療機器等営業管理者」の配置が義務付けられております。なお、上記許可の有効期限は6年間となっており、更新時にはその都度申請が必要となります。さらに、同法に定める遵守事項に違反する等、一定の事由に該当した場合、当該許可が取消されることもあります。

さらに、コンタクトレンズを使用するための検眼、処方箋の発行、装用指導等は医業(医療行為)とみなされ、医師法第17条の規定により当該行為は医師でなければ出来ないこととされております。加えて医療法第7条の規定により、医療

の提供と営利事業であるコンタクトレンズの販売店は、分離独立していることが求められております。このため当社グループでは、医師の処方箋に基づきコンタクトレンズを販売する等、自ら医療の提供は行わず、専ら販売行為のみを行っております。

なお、眼鏡販売の際に店舗従業員が行う度数検査が医療行為であるか否かについて、法的に明確な定めはありませんが、眼鏡小売業界では慣行的に「医療行為ではなく、顧客が自分にあった度数のレンズを選ぶためのサポート行為」と位置づけられております。ただし、当社グループでは十分な技術的な裏付けが必要であると認識しており、安全かつ確実な度数検査を実施できる技術者の育成に注力しております。

#### 眼鏡にかかる製造物責任

眼鏡は「フレーム」、「レンズ」という部品を組み合わせて完成させるため、出来上がった眼鏡は「製造物」とみなされ、製造物責任法（PL法）の適用を受けます。

#### （４）競合について

眼鏡小売市場は、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、PCやスマートフォンなどのディスプレイやキーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）の高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大しており、眼鏡一式市場規模は緩やかな回復傾向にあります。需要層について、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられる一方で、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっている中、業界各社にとっては、これらの需要を着実に取り込むためのタイムリーな店舗展開、消費者ニーズを的確に捉えた店舗コンセプト及び商品戦略が、業績拡大のための大きな課題となっております。

このような環境の中、業界各社による市場シェア拡大のための出店競争は熾烈さを極めております。当社グループは、効率的な出店政策及び顧客ニーズにあった店舗展開に加え、目の健康プラットフォームを通じて「アイケア」領域で親和性が高いメガネチェーン店のロールアップを戦略的に展開していく方針であります。しかしながら、今後の市場動向、競合の進展状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### （５）人材の育成について

当社グループは、直営店方式による眼鏡等小売チェーンの全国展開をしており、またアイケアカンパニーである店舗従業員の育成は重要な経営課題であります。

このため、当社グループにおいては、「アイケア」を軸とした本社研修及びセミナー等、研修制度の充実化に努めるなど、アイケア人材の育成に注力しております。

しかしながら、出店政策に合わせたアイケア人材の確保・育成に遅れが生じる場合、充実した育成がなされなかった場合等、顧客に対するアイケアサービスの低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### （６）特定の取引先の依存度について

主要仕入品目である眼鏡レンズ及びコンタクトレンズに関し、当社グループでは多数の仕入先と取引を行っておりますが、眼鏡レンズの主要仕入先であるHOLTジャパンからの仕入高は、2019年4月期1,284百万円（眼鏡レンズ仕入高に占める割合77.7%）となっております。また、同様にコンタクトレンズに関し、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社からの仕入高は、2019年4月期2,109百万円（コンタクトレンズ仕入高に占める割合35.7%）となっております。

なお、両社とは取引基本契約書を締結し、取引関係は安定的に推移しております。

#### ２．資産の売却について

当社グループは、複数所有している売却予定等の不動産売却の活動を強化しておりますが、売却対象の全ての不動産の売却が完了するまで、なお期間を要するものと考えております。

#### ３．有利子負債依存度について

当社グループは、過去における出店及び改装資金、有形固定資産取得資金等を、主として金融機関からの借入金により調達していたため、総資産に対する有利子負債の比率（有利子負債依存度）が高い水準にありました。このため、近年は店舗に係る設備投資を自己資金の範囲内で行うことを基本方針とし、余剰資金による借入金の圧縮を進めてまいり

ました。なお、当社グループの有利子負債依存度は、2018年4月末45.5%、2019年4月末38.7%となっております。また、当社グループの売上高に対する支払利息の比率は、2018年4月期0.5%、2019年4月期0.3%となっております。

当社グループは、今後も上記方針を継続し、引き続き財務体質の強化に努める方針であります。今後の金利動向等金融情勢の変化により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### 4. 個人プライバシー情報の管理について

2005年4月1日に個人情報保護法が全面施行されました。これに伴い当社グループでは、社内において個人情報保護管理委員会を設置し、個人情報に関する諸規程並びにシステム等の構築を図り、全役職員に安全管理対策の周知徹底、さらに定期的に内部監査を実施するなど、個人情報に関する安全管理対策を構築しております。但し、万が一にも、個人情報の漏洩や不正利用などの事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

#### 5. 自然災害その他の事故などによる影響について

当社グループの本社、物流センター、店舗所在地において、大地震や台風、大雪等の災害あるいは予期せぬ事故等が発生した場合、本社および店舗、流通網に物理的損害が生じ、営業活動が阻害される可能性があります。また、国内外を問わず、災害、事故、暴動、テロ活動、新型インフルエンザその他当社グループの仕入・流通網に影響する何らかの事故が発生した場合も同様に、営業活動が阻害され、売上高および業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 6. 固定資産の減損会計について

当社グループは、店舗等に係る有形固定資産等多くの固定資産を保有しております。今後、店舗等の収益性の低下や、保有資産の市場価格の著しい下落等により、減損処理が必要となった場合、又は「固定資産の減損に係る会計基準」等の変更がある場合は減損損失が計上され、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また当社グループは、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開することにより事業拡大を図ることを経営戦略として推進しております。この戦略の一環として実施するM&A等においては、将来にわたり安定的な収益力を確保できることを十分に検討し買収しておりますが、将来、計画どおりに収益を確保出来ない場合にはのれんに係る減損損失が発生し、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

#### 7. 業績の変動について

当社グループは、3月から4月に売上高が伸びる傾向にあります。当社グループは業績の平準化を図っておりますが、業績の季節的変動は今後も続くと思っております。

なお、当連結会計年度の第1四半期から第4四半期の業績推移は以下のとおりであります。

(単位：上段・千円 下段・%)

	2019年4月期				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高	6,569,722	6,557,074	6,689,740	6,669,082	26,485,617
(構成比)	24.8	24.8	25.3	25.1	100.0
売上総利益	4,203,417	4,159,923	4,128,837	4,175,043	16,667,220
(構成比)	25.2	25.0	24.8	25.0	100.0
営業利益	331,256	172,096	95,949	332,910	932,212
(構成比)	35.5	18.5	10.3	35.7	100.0
経常利益	307,203	154,401	79,123	304,643	852,965
(構成比)	36.0	18.1	9.3	36.6	100.0

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は2017年11月1日に単独株式移転により株式会社メガネスーパーの完全親会社として設立されましたが、連結の範囲については、それまでの株式会社メガネスーパーの連結の範囲と実質的な変更はありません。

当連結会計年度より、2018年5月1日に当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立したことに伴い、セグメントに卸売事業を新規に追加しました。また前連結会計年度まで「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

#### (1) 当期の経営成績の概況

##### 経営成績の状況

当社グループは2012年1月以降、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け、AP Cayman Partners ,L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーツー投資組合の四株主（以下、「APファンド」といいます。）による事業再生支援のもと、2014年6月に眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策（＝商品・サービスやアドバイス）を提供する企業として「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、アイケアに注力した商品・サービス展開とその拡充を図ってまいりました。

その結果、2016年4月期に9期ぶりに黒字化を達成し、2017年4月期以降を「再成長期」と位置づけ、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開する、技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域における成長加速、アイケア難民撲滅のための攻めの戦略を基本戦略とし、「アイケア」重視の「真のメガネ専門店」を展開することにより、経営効率の向上、並びに持続的に発展できる成長基盤の構築および事業基盤の強化に取り組んでおります。

また、経営効率向上の一環として、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とし、環境変化へのスピーディな対応を実現する経営体制として、2017年11月1日には当社（株式会社ビジョナリーホールディングス）を設立し、持株会社体制に移行しております。事業面においては、2017年1月には富山県の有力メガネチェーン店「メガネハウス（22店舗）」を買収、2017年8月には「シミズメガネ（大阪府・11店舗）」を子会社である株式会社関西アイケアプラットフォームを通じて事業承継、2018年5月には「メガネのタカハシ（青森県・2店舗）」を子会社である株式会社みちのくアイケアプラットフォームを通じて事業承継するなど、アイケアサービスの更なる普及とサービス提供エリア・店舗拡大を推進し、事業基盤の強化を図っております。

さらに、2017年5月に技術革新を通じた新たな市場開拓を目指すウェアラブル端末事業領域での成長を遂げるため株式会社EnhanceLaboを設立、2018年5月にはメガネ・サングラス・補聴器関連商品の卸売りや店舗運営コンサルティング等を行う株式会社VisionWedgeを設立したほか、同年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店であり、また眼鏡、サングラスを販売する「EYESTYLE」を直営展開するなど、ファッションに強みを有する株式会社VISIONIZEを買収する等、市場のアイケア・アイウェアに対する多様なニーズへの対応や、次世代型店舗への移行促進による更なるアイケアの普及に向けた投資を通じて既存BtoC領域での事業成長の加速を図るとともに、BtoB領域への事業展開を本格化しております。

当連結会計年度における経営成績は、当社の小売事業及びEC事業ともに好調に推移したことに加えて、今期より開始した卸売事業の業績寄与により、売上高は26,485百万円（前年同期比21.6%増）と前年同期を大きく上回る結果となりました。

一方、損益につきましては、上述いたしました売上増により、営業利益は932百万円（前年同期比30.1%増）、経常利益は852百万円（前年同期比45.1%増）と前年同期より大幅増加となりました。また、今期も引続き、経営資源の有効活用による資産の効率化を図るため固定資産の売却を進めた結果、特別利益として固定資産売却益29百万円、賃借人都合による退去に伴う立退料収入51百万円、特別損失としては、YNメディカル社との和解損失120百万円、改装・閉店により固定資産除却損46百万円、今期中に移転もしくは閉店の意思決定した店舗の損失見込額として、減損損失206百万円と店舗閉鎖損失11百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は499百万円（前年同期比31.2%減）となりました。当社は経営指標のKPIとしてEBITDA(注)を重視しており、当連結会計年度のEBITDAは1,587百万円（前年同期比27.3%増）となりました。

(注) EBITDA = 営業利益 + 減価償却費（有形・無形固定資産） + 長期前払費用償却費 + 除去債務償却費用 + のれん償却費 + 株式報酬費用）

当連結会計期間における事業の種類別セグメント業績の状況は次のとおりです。

##### a. 小売事業

当社グループの中核事業である小売事業は、日本人の眼の健康寿命を延ばす「アイケアカンパニー宣言」を掲

げ、眼の健康寿命の延伸をテーマに、視力だけでなく生活環境や眼の調節力も考慮した「トータルアイ検査」や、いつでも最適な状態のメガネに調節する「スーパーフィッティング」、購入後の充実したサポートを受けられる「HYPER保証システム」、「メガネと補聴器の出張サービス」、頻繁に使うコンタクトレンズ用品をまとめて定期的にご自宅にお届けする「コンタクト定期便」といった画期的なサービス活動を提供しております。

当連結会計年度におきましては、中期経営計画の基本戦略に基づき、次世代型店舗への移行、商圈に合わせた出店の継続、目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進、に取り組んでまいりました。

#### ア)次世代型店舗への移行

2015年より当社グループが掲げるアイケアサービスを更に拡充・先鋭化させ、新規客数と客単価の向上による売上増加を目指します。具体的には、新しく導入される検査機器群、お客様個人の空間を確保した店舗レイアウト、高単価店舗に相応しい上質な店内環境を特徴とします。

2017年11月23日に全面リニューアルしたメガネスーパー高田馬場本店を皮切りに、前期中に3店舗のリニューアル(内1店舗は移転リニューアル)と1店舗の新規出店を実施いたしました。当連結会計年度におきましては、6月に6店舗、8月に1店舗、9月に3店舗、10月に6店舗、11月に6店舗、12月に5店舗、2月に2店舗、3月に1店舗、4月に1店舗のリニューアル(内10月の1店舗、12月の1店舗、2月の2店舗、3月の1店舗、4月の1店舗は移転リニューアル)、と9月に1店舗、11月に1店舗、2月に1店舗の新規出店を実施いたしました。当連結会計年度末におきまして32店舗となりました。

#### イ) 商圈に合わせた出店の継続

当社の数百万人に上るCRMデータから分析した商圈特性に合わせ、「次世代型店舗」「従来型店舗」「コンタクト専門店」など、当社の有する複数フォーマットの中で最適な形態による出店を行います。

当連結会計年度における当社グループ出退店は株式会社タカハシからの事業譲受による株式会社みちのくアイケアプラットフォームでの出店2店舗および株式会社VISIONIZE買収に伴う店舗増5店舗を含む26店舗の新規出店、16店舗の退店を行い、当社グループの当連結会計期間末における店舗数は398店舗となっております。

#### ウ) 目の健康プラットフォームを通じたM&Aの推進

当社グループの強みを活かした「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化を図るとともに、その発展系として、同プラットフォームを通じた同業小売店や商品面も含めた周辺領域のロールアップやアライアンス等を推進します。事業規模と領域の拡大を進めるとともに、グループで共通する事業基盤の強化を図ることで、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位を確立いたします。

当連結会計年度におきましては株式会社タカハシより青森県の2店舗の事業譲受と株式会社VISIONIZEの株式取得を実行いたしました。

この結果、小売事業における売上高は25,291百万円(前年同期比18.8%増)、セグメント利益は1,375百万円(前年同期比54.0%増)となりました。

### b. 卸売事業

当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド(PB)商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として5月1日に株式会社VisionWedgeを設立いたしました。また、2018年8月には世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社(イタリア)の日本総代理店である株式会社VISIONIZEの全株式を取得し子会社化しました。

この結果、売上高は605百万円、セグメント利益は170百万円となりました。

### c. EC事業

EC事業につきましては、当社グループECサイト「メガネスーパー公式通販サイト」とAmazon・楽天・ロハコなどのモールECにおいて、お客様の利便性を追求した質の高いサービスを継続的に強化しております。具体的には、「Amazonログイン&ペイメント」、「ソーシャルPLUS」のLINEログインオプション機能を利用した、LINEアカウントと連動するLINEログイン機能や、ECサイト会員登録と同時にLINE友だち追加ができる機能、会員向けのプッシュメッセージ配信機能を利用した様々なサービスを提供しております。

当連結累計期間においては、自社ECサイトにおいてはクーポン施策・コーポレートサイトからの誘導などが功を奏しECサイトへの流入数が増加、モールECはAmazon・楽天・ロハコいずれも好調に推移しておりま

す。

また、過去に購入したコンタクトレンズ用品を1タップで注文・配送することができるスマートフォンアプリ「コンタクトかんたん注文アプリ」、「コンタクトレンズ在庫検索&取り置き」、コーポレートサイト及びLINEを利用した来店予約など、実店舗とECサイトを包括するデジタルチャネル、店舗とデジタルそれぞれのチャネル特徴を活かしたオムニチャネル戦略を実現するための基盤構築を推進しております。

この結果、EC事業における売上高は581百万円（前年同期比18.7%増）、セグメント利益は87百万円（前年同期比15.2%増）となりました。またオムニチャネル戦略による実店舗等への送客等による小売事業における売上貢献額とEC事業売上高を合算したEC関与売上高は655百万円となりました。

#### d. その他事業

2017年5月に設立した株式会社Enhanlaboにおいてメガネ型ウェアラブル端末「b.g.(ビー・ジー)」の研究開発・量産化を行っております。2019年3月27日企業・法人向けに納品を開始いたしました。過去に出展したウェアラブル EXPO 等、これまでの活動を通じて開拓した BtoB 各事業領域における顧客企業・法人等へのアプローチを続けてきた結果、初回製造ロットについては現時点で全て受注済となっており、医療、製造業、建設業、住宅、福祉など多岐の業界に渡る 50 強のアカウントに順次納品してまいります。

この結果、その他事業における売上高は7百万円となりましたが、開発諸費用の支出によりセグメント損失が102百万円となりました。

## 財政状態の概況

### (資産)

当連結会計期間末の資産につきましては、15,065百万円(前年同期比1,010百万円増)となりました。

流動資産は8,129百万円(前年同期比128百万円増)となりました。主な内訳は、商品が4,933百万円、売掛金が1,397百万円であります。

固定資産は6,935百万円(前年同期比882百万円増)となりました。主な内訳は、敷金及び保証金が2,813百万円、建物が1,347百万円であります。

### (負債)

当連結会計期間末の負債につきましては、13,069百万円(前年同期比397百万円増)となりました。

流動負債は7,568百万円(前年同期比729百万円増)となりました。主な内訳は、短期借入金が2,000百万円、支払手形及び買掛金が2,016百万円、前受金が1,514百万円であります。

固定負債は5,500百万円(前年同期比331百万円減)となりました。主な内訳は、長期借入金が3,323百万円、退職給付に係る負債が1,900百万円であります。

### (純資産)

当連結会計期間末の純資産につきましては、1,995百万円(前年同期比612百万円増)となりました。主な内訳は資本金が10百万円、資本剰余金が1,719百万円、利益剰余金が80百万円であります。

## キャッシュ・フローの概況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、1,261百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、353百万円となりました。これは、税金等調整前当期純利益526百万円、減価償却費389百万円を計上、プレミアム保証制度の加入者増加に伴いその他流動負債が546百万円増加したこと、品揃えを充実させたことによりたな卸資産が1,612百万円増加したこと等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、1,080百万円となりました。これは、有形固定資産の売却により150百万円、店舗の移転及び閉店による敷金及び保証金回収により243百万円の収入があった一方、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出により375百万円、次世代型店舗のリニューアルオープンに伴う有形固定資産の取得により886百万円、新規出店による敷金及び保証金の差し入れにより117百万円支出したこと等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、929百万円となりました。これは、主に長期借入金の返済により894百万円支出したことによるものであります。

## (参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2018年4月期	2019年4月期
自己資本比率	8.1	10.9
時価ベースの自己資本比率	102.9	97.5
キャッシュ・フロー対有利子負債比率	6.6	16.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ	8.1	3.8

(注) 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

営業キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、キャッシュ・フロー計算書の利息支払額を使用しております。

当社は、2017年11月1日に単独株式移転により設立されたため、2017年4月期以前は記載しておりません。

## 販売及び仕入の実績

## a. 販売状況

## ア) 商品販売実績

品目別・セグメント別		当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
品目別	フレーム	4,439,467	110.8
	レンズ	6,470,622	114.5
	サングラス	564,409	140.0
	コンタクトレンズ	10,087,417	119.0
	コンタクトレンズ 備品	191,078	119.0
	その他	3,538,272	136.7
小売事業計		25,291,267	118.8
卸売事業		605,762	-
E C 事業		581,178	118.7
その他		7,409	699.7
合計		26,485,617	121.6

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 小売事業のその他には、眼鏡備品、補聴器、補聴器付属品、健康食品等が含まれております。

## イ) 地域別販売実績

地域別	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)				
	売上高 (千円)	構成比 (%)	出店 (店)	退店 (店)	期末 (店)
北海道・東北地域計	997,675	3.8	4	0	22
関東地域計	14,685,911	55.4	17	9	201
中部地域計	6,050,261	22.8	4	6	103
近畿地域計	1,707,972	6.4	4	2	33
中国地域計	113,523	0.4	2	0	4
四国地域計	161,153	0.6	0	0	3
九州地域計	1,498,763	5.7	3	0	32
店舗計	25,215,261	95.2	34	17	398
その他売上高	76,006	0.3	0	0	0
小売事業計	25,291,267	95.5	34	17	398
卸売事業	605,762	2.3	-	-	-
E C 事業	581,178	2.2	-	-	-
その他	7,409	0.0	-	-	-
合計	26,485,617	100.0	34	17	398

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 小売事業のその他売上高には、眼鏡備品、補聴器、補聴器付属品、健康食品等の売上高が含まれております。

## ウ) 単位当たりの売上高

項目	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	前年同期比(%)
売上高 (千円)	25,291,267	118.8
売場面積(期中平均) (㎡)	29,899.68	103.4
1㎡当たり売上高 (千円)	845	114.9
従業員数(期中平均) (人)	1,499	112.5
1人当たり売上高 (千円)	16,872	105.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 売上高は小売店舗(小売事業)の売上高のみを表示しております。

3 売場面積は稼働月数により算出しております。

4 従業員数は店舗における人員であり、パート社員(1日8時間換算)、準社員及び嘱託社員を含んでおりません。

エ) 仕入状況  
商品仕入実績

品目別・セグメント別		当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	
		金額(千円)	前年同期比(%)
品目別	フレーム	1,988,070	189.3
	レンズ	1,652,775	112.4
	サングラス	372,842	145.6
	コンタクトレンズ	5,563,659	122.3
	コンタクトレンズ 備品	145,502	115.5
	その他	1,062,268	160.9
小売事業計		10,785,119	132.9
卸売事業		602,630	-
E C 事業		344,823	127.6
その他		28,236	3,020.0
合計		11,760,809	140.3

(注) 1 上記の金額は、仕入価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 小売事業のその他には、眼鏡備品、補聴器、補聴器付属品、化粧品、健康食品等が含まれております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りが必要となります。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 経理の状況 の連結財務諸表の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に下記の会計方針が連結財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

#### a. 棚卸資産

当社グループは、棚卸資産の、推定される将来需要および市場状況に基づく時価の見積額と原価との差異に相当する陳腐化の見積額について、評価減の計上が必要となる可能性があります。実際の将来需要または市場状況が当社グループ経営陣の見積りより悪化した場合、追加の評価減が必要となる可能性があります。

#### b. 固定資産の減損

固定資産については、資産または資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を減損損失に計上しております。回収可能価額は、資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか大きい方としていることから、固定資産の使用方法を変更した場合もしくは不動産取引相場やその他経営環境が変動した場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

#### c. のれんの減損

当社グループは、のれんについて、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。また、その資産性について子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

#### d. 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、回収可能性が高いと考えられる金額を計上しております。将来の課税所得の見通しを含め慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討しておりますが、繰延税金資産の全部又は一部を将来実現できないと判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に計上金額を上回る繰延税金資産を今後回収できると判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整により費用が減少します。また税制改正により税率の変更等が生じた場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

#### e. 退職給付債務

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。したがって、前提条件または制度に変化や変更が生じた場合には、退職給付費用及び退職給付債務に影響を及ぼす可能性があります。

### 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### a. 「当連結会計年度の経営成績等」及び「セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況」に関する認識及び分析・検討内容

「(1)当期の経営成績の概況」に記載のとおりであります。

#### b. 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 2事業等のリスク」に記載のとおり、当該事業リスクが発生した場合、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

#### c. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは商品の仕入のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であり

ます。投資を目的とした資金需要は、設備投資、新規出店及びM & A等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。また、多額な資金需要が発生した場合にはエクイティファイナンス等による調達手段を検討し対応することを基本としております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高1,261,196千円、未使用の当座貸越極度限度額及び貸出コミットメント残高2,800,000千円（「第5 経理の状況 重要な後発事象 .コミット型タームローン及びコミットメントライン契約締結」に記載の2019年6月19日契約分を含む）となっており、十分な流動性を確保しているものと考えております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（2）目標とする経営指標」に記載しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### (1) 株式譲渡契約

当社は、2019年6月18日開催の取締役会において、PSZ株式会社の株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）をご参照ください。

##### (2) 吸収合併契約

当社は、2019年6月18日の当社取締役会において、PSZ株式会社との間で吸収合併約（株主総会の決議による承認を要しない吸収合併契約）を締結することを決定し、2019年6月24日にPSZ株式会社との間で吸収合併契約を締結しました。

詳細は、「第5 経理の状況 2 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）をご参照ください。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当社グループは、主に賃借店舗によって眼鏡、コンタクトレンズ等の販売を行っており店舗の新設、改装が設備投資の中心となっております。当連結会計年度の設備投資等につきましては、「中期経営計画」に基づく店舗の新設に伴う設備投資が中心となっております。

当連結会計年度の設備投資総額は1,073百万円であり、セグメント別の設備投資について示しますと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

#### （小売事業）

当連結会計年度におきましては、地域密着型商圈、SCや百貨店等への出店を進めるとともに既存店の収益力を強化する活性化策として、近隣立地への移転、店舗面積の最適化策により34店舗の出店および次世代型店舗への店舗改修を行い総額1,014百万円の投資を実施いたしました。

また、業務効率の向上のために店舗のPOSシステムの開発を行い、総額21百万円の投資を実施いたしました。

#### （卸売事業）

当連結会計年度において、重要な設備投資はありません。

#### （EC事業）

当連結会計年度におきましては、顧客の利便性や新たな顧客の獲得を目指し、決済システムの改修等を行い、総額2百万円の投資を実施いたしました。

#### （その他事業）

当連結会計年度におきましては、b.g.の量産開始に伴う各種金型の作成を行い、33百万円の投資を実施いたしました。。

### 2 【主要な設備の状況】

#### (1) 提出会社

2019年4月30日現在

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数 (人)
		面積 (㎡)	金額 (千円)	延床面積 (㎡)	売場面積 (㎡)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	
本社 (東京都中央区)				(555.02)						29

## (2) 国内子会社

## 株式会社メガネスーパー

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数 (人)
		面積 (㎡)	金額 (千円)	延床面積 (㎡)	売場面積 (㎡)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	
北海道・東北地域計		[838.00] 483.12 (2,074.28)	28,421	[148.49] 180.89 (2,299.72)	126.84 (1,172.43)	49,573	6,123	14,697	98,815	55 (12)
関東地域計		713.34 (32,409.12)	425,943	172.55 (23,868.41)	119.62 (13,200.02)	520,786	33,725	149,223	1,129,679	744 (82)
中部地域計		[375.00] (35,423.28)		[260.48] (11,249.45)	(6,799.14)	203,806	49,900	51,947	305,654	262 (44)
近畿地域計		(2,286.01)		(2,483.98)	(1,283.19)	53,821	958	24,607	79,386	82 (10)
中国地域計				(361.78)	(285.29)	10,511		3,198	13,710	16 (3)
四国地域計				(316.70)	(230.18)	7,686		2,182	9,868	18 (3)
九州地域計		[156.36] (7,790.43)		[156.22] (4,211.54)	(2,561.21)	87,260	6,299	25,756	119,317	105 (15)
小売事業計		[1,369.36] 1,196.46 (79,983.12)	454,364	[565.19] 353.44 (44,791.58)	246.46 (25,531.46)	933,446	97,008	271,613	1,756,432	1,282 (169)
E C 事業計										8
伊豆高原他	全社共通	9,924.96	238,701	9,924.96		111,383	2,274	76,074	428,433	
東京本社	全社共通					20,476		146,449	166,926	87 (45)
厚生施設 神奈川県厚 木市他	全社共通	945.26	61,560	945.26		34,168	19		95,748	
全社共通計		10,870.22	300,261	10,870.22		166,027	2,294	222,524	691,107	87 (45)
合計		[1,369.36] 12,066.68 (79,983.12)	754,626	[565.19] 11,223.66 (44,791.58)	246.46 (25,531.46)	1,099,473	99,302	494,137	2,447,540	1,377 (214)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
- 2 投下資本の金額は、帳簿価額によるものであります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 その他の金額は、工具器具備品351,219千円、リース資産133,831千円及び建設仮勘定9,086千円であります。
- 4 面積のうち( )内の数値は、賃借面積を外書きで表示しており、[ ]内の数値は賃貸面積を内書きで表示しております。
- 5 各地域別の土地面積は、ビルのテナントとなっている店舗を省いて集計した数値を表示しております。
- 6 各地域別の建物面積は、店舗の延床面積並びに売場面積を集計した数値を表示しております。
- 7 従業員数の( )は、外書きで準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。
- 8 上記の他、連結会社以外からのリース契約により賃借している主な賃借設備は、次のとおりであります。

設備の内容	セグメント の名称	主なリース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
検眼機器等	小売事業	5	91,277	700,522

## 株式会社メガネハウス

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数(人)
		面積(㎡)	金額(千円)	延床面積(㎡)	売場面積(㎡)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
	中部地域計	(20,035.76)		(3,883.45)	(3,051.39)	193,887	8,301	48,813	251,002	84(2)
	小売事業計	(20,035.76)		(3,883.45)	(3,051.39)	193,887	8,301	48,813	251,002	84(2)
	合計	(20,035.76)		(3,883.45)	(3,051.39)	193,887	8,301	48,813	251,002	84(2)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
- 2 投下資本の金額は、帳簿価額によるものであります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 その他の金額は、車輛運搬具365千円、工具器具備品22,238千円、リース資産26,209千円であります。
- 4 面積のうち( )内の数値は、賃借面積を表示しております。
- 5 各地域別の土地面積は、ビルのテナントとなっている店舗を省いて集計した数値を表示しております。
- 6 各地域別の建物面積は、店舗の延床面積並びに売場面積を集計した数値を表示しております。
- 7 従業員数の( )は、外書きで準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

## 株式会社関西アイケアプラットフォーム

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数(人)
		面積(㎡)	金額(千円)	延床面積(㎡)	売場面積(㎡)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
	近畿地域計	(362.56)		(1,969.07)	(1,218.10)	23,601	727	6,106	30,435	23(3)
	小売事業計	(362.56)		(1,969.07)	(1,218.10)	23,601	727	6,106	30,435	23(3)
	合計	(362.56)		(1,969.07)	(1,218.10)	23,601	727	6,106	30,435	23(3)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
- 2 投下資本の金額は、帳簿価額によるものであります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 その他の金額は、工具器具備品3,286千円、リース資産2,820千円であります。
- 4 面積のうち( )内の数値は、賃借面積を表示しております。
- 5 各地域別の土地面積は、ビルのテナントとなっている店舗を省いて集計した数値を表示しております。
- 6 各地域別の建物面積は、店舗の延床面積並びに売場面積を集計した数値を表示しております。
- 7 従業員数の( )は、外書きで準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

## 株式会社みちのくアイケアプラットフォーム

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数(人)
		面積(㎡)	金額(千円)	延床面積(㎡)	売場面積(㎡)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
	東北地域計			(214.38)	(118.80)			3,637	3,637	(2)
	小売事業計			(214.38)	(118.80)			3,637	3,637	(2)
	合計			(214.38)	(118.80)			3,637	3,637	(2)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
- 2 投下資本の金額は、帳簿価額によるものであります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 その他の金額は、工具器具備品384千円、リース資産3,253千円であります。
- 4 面積のうち( )内の数値は、賃借面積を表示しております。
- 5 各地域別の土地面積は、ビルのテナントとなっている店舗を省いて集計した数値を表示しております。
- 6 各地域別の建物面積は、店舗の延床面積並びに売場面積を集計した数値を表示しております。
- 7 従業員数の( )は、外書きで準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

## 株式会社VISIONIZE

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数(人)
		面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)	延床面積(m <sup>2</sup> )	売場面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
関東地域計				(131.39)	(131.39)	24,764		5,715	30,480	6 (2)
中部地域計				(46.64)	(46.64)	2,926			2,926	2 (1)
近畿地域計				(6.85)	(6.85)					( )
小売事業計				(184.87)	(184.87)	27,691		5,715	33,406	8 (3)
卸売事業計				(372.28)		2,650		8,616	11,266	17 ( )
合計				(557.15)	(184.87)	30,342		14,331	44,673	25 (3)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 投下資本の金額は、帳簿価額によるものであります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 その他の金額は、機械装置999千円、工具器具備品13,332千円であります。  
4 面積のうち( )内の数値は、賃借面積を表示しております。  
5 各地域別の土地面積は、ビルのテナントとなっている店舗を省いて集計した数値を表示しております。  
6 各地域別の建物面積は、店舗の延床面積並びに売場面積を集計した数値を表示しております。  
7 従業員数の( )は、外書きで準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

## 株式会社EnhanLabo

事業所	セグメントの名称	土地		建物			構築物	その他	合計金額	従業員数(人)
		面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)	延床面積(m <sup>2</sup> )	売場面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
その他事業								17,751	17,751	5 ( )
合計								17,751	17,751	5 ( )

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 投下資本の金額は、帳簿価額によるものであります。なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 その他の金額は、工具器具備品17,751千円であります。  
4 従業員数の( )は、外書きで準社員数、嘱託社員数及びパート社員数を示しております。パート社員数につきましては1日の労働時間を8時間に換算した員数を示しております。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設及び改修(2019年4月30日現在)

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
			総額	既支払額				
メガネスーパー 上尾中央総合病院前店 (埼玉県上尾市)	小売事業	店舗	15,955	3,990	自己資金及び借入金	2019年 1月	2019年 5月	売上高の増加
MEGANE SUPER ekimoなんば (大阪府大阪市中央区)	小売事業	店舗	47,687	44,501	自己資金及び借入金	2019年 2月	2019年 5月	
メガネスーパー他 その他16店舗	小売事業	店舗	570,352	28,500	自己資金及び借入金			

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 投資予定額には、敷金及び保証金が含まれております。

## (2) 重要な設備の売却等(2019年4月30日現在)

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	350,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	1,000
計	350,000,000

- (注) 1 2019年7月30日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る規定を全て削除したことから、発行可能株式総数は、同日より普通株式350,000,000株のみとなっております。
- 2 2019年7月30日開催の定時株主総会において、普通株式10株につき1株の割合で株式併合する議案が承認が決議されたため、2019年11月1日の効力発生日をもって、発行可能株式総数は35,000,000株となります。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (注6,7,8) (2019年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	226,043,151	246,381,151	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800			単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1			単元株式数は1株であります。 (注2・4)
C種優先株式 (注1)	320			単元株式数は1株であります。 (注2・5)
計	226,044,272	246,381,151		

(注1) B種優先株式及びC種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

#### (1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、C種優先株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5に記載のとおりです。

#### (2) 所有者との間の取決めの内容

権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式及びC種優先株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5に記載のとおりです。

売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、C種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5に記載のとおりです。

(注3) A種優先株式の内容

#### (1) 優先配当金

当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、2017年11月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

(6)A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、2018年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7)会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8)議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4)B種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金及びB種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(2)累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

### (3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

### (4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

### (5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

### (6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、2017年11月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

### (7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、2017年11月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

#### (1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

#### (2) 当初取得比率

取得比率は、当初、606,700とする。

#### (3) 取得比率の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。  
取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。  
株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。  
本項(d)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。  
取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### (8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、2017年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

#### (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

#### (10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### (11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

## (注5) C種優先株式の内容

## (1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき、以下に定める算式(以下「C種優先配当金算定式」という。)により算出された額(以下「C種優先配当基準金額」という。)に0.07を乗じた額(ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。以下「C種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「C種優先配当金」という。)(ただし、C種優先株式の発行日の属する事業年度の末日を基準日とするC種優先配当金については、C種優先株式1株につき、C種優先配当金額をC種優先株式の発行日からC種優先株式の発行日の属する事業年度の末日まで(C種優先株式の発行日及び末日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。)を行う。C種優先株式配当金算定式において使用する基準時価は、下記「(6) C種優先株式の金銭対価の取得条項」に記載の基準時価をいう。

$$\text{C種優先配当基準金額} = 2,500,000 \text{ 円} - \frac{\text{C種優先株式の発行日においてB種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の株式数}}{100} \times \text{C種優先株式の発行日における有効な基準時価}$$

## (2) 累積条項

ある事業年度において、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(1株当たりの累積未払金を、以下「C種優先株式累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対するA種優先配当金の支払、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対するB種優先配当金の支払、普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当金の支払、並びにC種優先配当金の支払に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して配当を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金及びC種優先株式累積未払配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

## (3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき、償還価額(当会社定款第10条の26に定義する。ただし、当会社定款第10条の26第2項における「C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」とあるのは、「残余財産の分配日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額」と読み替える。)相当額に、C種優先配当金額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該事業年度中の日を基準日としてC種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日)から残余財産の分配日まで(初日及び分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)を加算した額を支払う。

C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

## (4) 議決権

C種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

## (5) C種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、C種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、C種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

## (6) C種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、C種優先株式発行後、2017年11月1日以降は、C種優先株式1株につき次項に定める算定方法に従って

算出される額（以下「償還価額」という。）の金銭の交付と引換えに、C種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

C種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得に係るC種優先株式の数に以下に定める算式（以下「償還価額算定式」という。）により算出された額（ただし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げるものとし、1円未満の場合は1円とする。）を乗じて得られる額とする。

$$\text{取得と引換えに交付する金銭の額} = 2,500,000 \text{ 円} + \frac{\text{C種優先株式の発行日におけるB種優先株式1株当たりの累積未払配当金相当額}}{100} + \frac{\text{C種優先株式の取得日におけるC種優先株式累積未払配当金相当額}}{100} \times \frac{\text{C種優先株式の発行日においてB種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の株式数}}{100} \times \text{C種優先株式の発行日における有効な基準時価}$$

償還価額算定式において使用する基準時価とは、当初、2017年9月15日に先立つ5連続取引日（2017年9月15日を含まず、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式会社メガネスーパー普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「当初時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における株式会社メガネスーパー普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（かかる当初の基準時価を、以下「当初基準時価」という。）。なお、当初時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、当初基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

また、基準時価は、2017年11月1日以降において、毎年3月の第3金曜日及び9月の第3金曜日（ただし、当該日が取引日でない場合にはその直前の取引日。以下「修正後基準時価決定日」という。）の翌日以降、修正後基準時価決定日まで（同日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日は取引日に含まれない。）（かかる期間を、以下「時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正される（かかる修正後の基準時価を、以下「修正後基準時価」という。）。なお、時価算定期間に、時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合、修正後基準時価は当社取締役会が合理的に適切と判断する金額に調整される。

一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

#### (7) C種優先株式の金銭対価の取得請求権

C種優先株主は、2017年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。）又は各事業年度末日から7ヶ月を経過した日から当該事業年度末日の9ヶ月後の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該事業年度末日から10ヶ月を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。上記定時株主総会の日から30日を経過した日と併せて、以下「C種優先株式取得請求日」という。）に、C種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、C種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額又は150,000,000円のいずれか低い方の金額（以下「C種優先株式取得限度額」という。）を限度として当社がC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付するのと引換えに、C種優先株式の全部又は一部の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、C種優先株式取得請求日に、C種優先株主に対して、取得するC種優先株式1株につき償還価額相当額の金銭を交付する。ただし、C種優先株式取得限度額を超えてC種優先株主から本項に基づくC種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきC種優先株式は、取得請求が行われたC種優先株式の数に応じた按分比例（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）により決定する。

#### (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) C種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるC種優先株式の取得については、当社の取締役会による承認を要する。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注6) 2019年7月4日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数は20,338,000株増加しております。

(注7) 2019年7月30日にPSZ株式会社を吸収合併したことにより、A種優先株、B種優先株式及びC種優先株式の全株式を保有いたしました。同日付でA種優先株、B種優先株式及びC種優先株式の全株式を消却したことにより、発行済株式総数は1,121株減少しております。

(注8) 提出日現在の発行数には、2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストック・オプション制度の内容】

株式会社メガネスーパーが発行した新株予約権は、2017年11月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

## 1. 第1回新株予約権

決議年月日	2014年11月17日決議（注）1	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社及び当社の子会社の従業員229名	
	事業年度末現在 （2019年4月30日）	提出日の前月末現在 （2019年6月30日）
新株予約権の数（個）	29,250	29,250
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,925,000（注）2	2,925,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり53（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年11月17日 至 2024年11月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 決議年月日は、株式会社メガネスーパーにおける取締役会決議日になります。

2. 本新株予約権は1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の交付日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

3. 本新株予約権の交付日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を

除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

6. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

## 2. 第2回新株予約権

決議年月日	2015年11月19日決議（注）1	
付与対象者の区分及び人数 （名）	当社取締役 2名	
	事業年度末現在 （2019年4月30日）	提出日の前月末現在 （2019年6月30日）
新株予約権の数（個）	24,200	24,200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,420,000（注）2	2,420,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり53（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年12月4日 至 2025年12月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役 または従業員たる地位を失った ときは、新株予約権を行使する ことができない。ただし、当社 取締役会の決議により当該地位 の喪失につき正当な事由があると 認められた場合はこの限りでは ない。 新株予約権者が死亡した場合、 その相続人は新株予約権を行使 することができないものとする。 ただし、当社取締役会の決議 により認められた場合はこの 限りではない。 各新株予約権の一部行使はでき ないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、当社取締役会の決議によ る承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	（注）5	同左

（注）1. 決議年月日は、株式会社メガネスーパーにおける取締役会決議日になります。

2. 本新株予約権は1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の交付日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

3. 本新株予約権の交付日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

6. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

## 3.第4回新株予約権

決議年月日	2016年12月15日決議（注）1	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社及び当社の子会社の従業員400名	
	事業年度末現在 （2019年4月30日）	提出日の前月末現在 （2019年6月30日）
新株予約権の数（個）	32,180	32,030
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,218,000（注）2	3,203,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり61（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年12月15日 至 2026年12月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1.決議年月日は、株式会社メガネスーパーにおける取締役会決議日になります。

2.本新株予約権は1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の交付日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

3.本新株予約権の交付日後、当社が当社普通株式につき、次の（イ）または（ロ）に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）。

（イ）株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ロ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

6. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

## 4.第5回新株予約権

決議年月日	2017年6月28日決議(注)1	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名	
	事業年度末現在 (2019年4月30日)	提出日の前月末現在 (2019年6月30日)
新株予約権の数(個)	28,000	28,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,800,000(注)2	2,800,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 53(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年12月4日 至 2025年12月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役または従業員たる地位を失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.決議年月日は、株式会社メガネスーパーにおける取締役会決議日になります。

2.本新株予約権は1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権を交付する日(以下、「交付日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

3.本新株予約権の交付日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)または(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)

(イ)株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ロ)当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

6. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

## 5.第6回新株予約権

決議年月日	2019年6月18日決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社子会社の代表取締役1名
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり60(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年6月18日 至 2029年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる地位をいずれも失ったときは、新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会の決議により当該地位の喪失につき正当な事由があると認められた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りではない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権は1個につき目的となる株式数は、100株とする。

ただし、新株予約権の交付日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

2. 本新株予約権の交付日後、当社が当社普通株式につき、次の(イ)または(ロ)に掲げる行為を行う場合には、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整する(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)

(イ) 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ロ) 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(無償割当ての場合も含む。)(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

## 5. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

## A種劣後株式

	第4四半期会計期間 (2019年2月1日から 2019年4月30日まで)	第2期 (2018年5月1日から 2019年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)		30,318,181
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		67,033,496
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		(注)
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)		30,318,181
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		67,033,496
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

(注) 2018年6月14日付でA種劣後株主からの取得請求に基づき、A種劣後株式数に対して取得比率2.211で算出された普通株式数へ転換しております。また、取得したA種劣後株式はその全てを同日付で消却しております。

## B種劣後株式

	第4四半期会計期間 (2019年2月1日から 2019年4月30日まで)	第2期 (2018年5月1日から 2019年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数(株)		56,603
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		60,621
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		(注)
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)		56,603
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		60,621
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		(注)
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

(注) 2018年7月2日付でB種劣後株主からの取得請求に基づき、B種劣後株式数に対して取得比率1.071で算出された  
普通株式数へ転換しております。また、取得したB種劣後株式はその全てを同日付で消却しております。

## B種優先株式

	第4四半期会計期間 (2019年2月1日から 2019年4月30日まで)	第2期 (2018年5月1日から 2019年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数(株)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

## C種優先株式

	第4四半期会計期間 (2019年2月1日から 2019年4月30日まで)	第2期 (2018年5月1日から 2019年4月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数(株)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)		

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年11月1日(注1)	189,306,939	189,306,939	10,000	10,000		
2018年6月14日(注2)	67,033,496	256,340,435		10,000		
2018年6月14日(注2)	30,318,181	226,022,254		10,000		
2018年5月1日~ 2018年7月1日(注3)	9,000	226,031,254	397	10,397	397	397
2018年7月2日(注4)	60,621	226,091,875		10,397		397
2018年7月2日(注4)	56,603	226,035,272		10,397		397
2018年7月2日~ 2019年4月30日(注5)	9,000	226,044,272	397	10,795	397	795

(注) 1. 発行済株式総数並びに資本金の増加は、2017年11月1日に単独株式移転により当社が設立されたことによるものであります。

- 2018年6月14日にA種劣後株主より普通株式を対価とする取得請求権に基づく請求(以下、「普通株式への転換請求」という。)がなされ、普通株式67,033,496株が増加し、A種劣後株式30,318,181株を自己株式として取得し、同日付で消却いたしました。これにより発行済株式総数が、増加及び減少しております。
- 2018年5月1日から2018年7月1日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ397千円増加しております。
- 2018年7月2日にB種劣後株主より普通株式への転換請求がなされ、普通株式60,621株が増加し、B種劣後株式56,603株を自己株式として取得し、同日付で消却いたしました。これにより発行済株式総数が、増加及び減少しております。
- 2018年7月2日から2019年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ397千円増加しております。
- 2019年7月4日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株式総数が20,338,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ589,802千円増加し、発行済株式総数246,382,272株、資本金600,597千円、資本準備金590,597千円になりました。
- 2019年7月30日開催の定時株主総会において、2019年7月30日を効力発生日として資本金の額600,597千円のうち589,802千円、資本準備金の額590,597千円のうち589,802千円をその他資本剰余金に振り替えることを決議し、同日付で振替処理をいたしました。
- 2019年7月30日にPSZ株式会社を吸収合併したことにより、A種優先株、B種優先株式及びC種優先株式の全株式を保有いたしました。同日付でA種優先株、B種優先株式及びC種優先株式の全株式を消却したことにより、発行済株式総数は1,121株減少しております。

## (5) 【所有者別状況】

## 普通株式

2019年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		8	37	202	33	85	55,627	55,992	
所有株式数(単元)		383,347	87,772	28,062	431,869	3,292	1,325,887	2,260,229	20,251
所有株式数の割合(%)		16.96	3.88	1.24	19.11	0.15	58.66	100.00	

(注) 1. 自己株式49株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

2. 上記「その他の法人」には、株式会社証券振替機構名義の株式が2単元含まれております。

## A種優先株式

2019年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1			1	2	
所有株式数(単元)				100			700	800	
所有株式数の割合(%)				12.5			87.5	100.00	

(注) 1. 自己株式700株は、上記「個人その他」に700単元含まれております。

## B種優先株式

2019年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				1				1	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

## C種優先株式

2019年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				2	2			4	
所有株式数(単元)				144	176			320	
所有株式数の割合(%)				45.00	55.00			100.00	

(注) 上記記載のA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、2019年7月30日付にて消却しております。

## (6) 【大株主の状況】

2019年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	25,865	11.44
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー)	25,016	11.07
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC)(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1決済事業部)	7,308	3.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,928	2.62
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2-4,RUE EUGENE RUPPERT,L-2453LUXEMBOURG,GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1品川インターシティA棟)	2,844	1.26
資産管理サービス信託銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12晴海トリトンスクエアタワーZ棟	2,457	1.09
SIX SIS LTD.(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1決済事業部)	2,000	0.88
J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT.(常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店セキュリティーズ業務部長)	25 BANK STREET,CANARY WHARF LONDON E14 5JP UK(東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,757	0.78
資産管理サービス信託銀行(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	1,727	0.76
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	16,113	0.71
計		76,517	33.85

(注) 1. 2018年4月30日現在において主要株主であった投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズⅤ号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け 無限責任組合員 株式会社AP IV GP、AP Cayman Partners II,L.P.及びJAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS UNLIMITED COMPANYは、当社2018年7月25日付取締役会決議に基づき株式の売出し(オーバーアロットメントによる)を決議し、市場にて売却が行われたため主要株主ではなくなりました。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式が49株があります。

3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は下記のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 25,592千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 4,095千株

4.2019年1月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドが2019年1月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴードリアン・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール187966, ウォータールー・ストリート192, スカイラインビルディング #05-01	18,734	8.29

5.2019年2月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社が2019年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	1,659	0.73
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルク大公国 L-1855 J.F.ケネディ通り 35A	6,666	2.95
ブラックロック・インターナショナル・リミテッド	英国 エディンバラ センプル・ストリート1 エクスチェンジ・プレース・ワン	1,851	0.82
合計		10,177	4.50

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2019年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1 C種優先株式 320		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式		
完全議決権株式(その他)	普通株式 226,022,900	2,260,229	(注)1
単元未満株式	普通株式 20,251		
発行済株式総数	226,043,151		
総株主の議決権		2,260,229	

(注)1. 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、種類株式の内容については、1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式 に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の失念株式が200株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式49株が含まれております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得  
 会社法第155条第4号によるA種劣後株式の取得  
 会社法第155条第4号によるB種劣後株式の取得  
 会社法第155条第11号によるA種優先株式の取得  
 会社法第155条第11号によるB種優先株式の取得  
 会社法第155条第11号によるC種優先株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

#### 普通株式

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	40	4
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

#### A種劣後株式

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	30,318,181	
当期間における取得自己株式		

(注) A種劣後株式は普通株式を対価とする取得請求権付株式であり、2018年6月14日付で普通株式への転換請求がなされ、A種劣後株式全株を取得し、取得の対価として、当社普通株式67,033,496株を交付しております。

#### B種劣後株式

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	56,603	
当期間における取得自己株式		

(注) B種劣後株式は普通株式を対価とする取得請求権付株式であり、2018年7月2日付で普通株式への転換請求がなされ、B種劣後株式全株を取得し、取得の対価として、当社普通株式60,621株を交付しております。

#### A種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	100	100,000

(注) 2019年7月30日付でPSZ株式会社を吸収合併したことによるものであります。

#### B種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	1	250,000

(注) 2019年7月30日付でPSZ株式会社を吸収合併したことによるものであります。

## C種優先株式

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	320	800,000

(注) 2019年7月30日付でPSZ株式会社を吸収合併したことによるものであります。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

## 普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	49		49	

(注) 当期間における保有自己株式には2019年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## A種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式			800	100,000
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	700			

(注) 2019年6月18日開催の取締役会及び2019年7月29日開催の取締役会において、A種優先株式800株の消却を行うことを決議し、2019年7月30日付で実施しております。

## B種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式			1	250,000
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

(注) 2019年6月18日開催の取締役会において、B種優先株式1株の消却を行うことを決議し、2019年7月30日付で実施しております。

## C種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式			320	800,000
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

(注) 2019年6月18日開催の取締役会において、C種優先株式320株の消却を行うことを決議し、2019年7月30日付で実施しております。

## A種劣後株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	30,318,181			
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

(注) 2018年6月14日開催の取締役会において、A種劣後株式30,318,181株の消却を行うことを決議し、同日付で実施しております。

## B種劣後株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	56,603			
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

(注) 2018年7月2日開催の取締役会において、B種劣後株式56,603株の消却を行うことを決議し、同日付で実施しております。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識し、早期の配当再開を目指しております。当期は売上高が順調に推移した為、必要運用経費（営業費用）を当初の予算内で収めることができましたことにより当期純利益を計上しております。しかしながら、中長期的な経済状況や経営環境などを勘案し、財務体質の強化の充実の重要性から、誠に遺憾ながら当事業年度は株主の皆様のご支援にお応えすることが出来ず、当期中間及び期末配当金を無配とさせていただきます。

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」の（重要な後発事象）に記載しております、「特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得」、「第三者割当による新株式の発行」、「資本金及び資本準備金の減少」及び「株式併合」により各種優先株式を普通株式への実質的な交換を行うことにより、当社普通株式の新規発行に伴い発行済株式総数を増加させることとなりますが、各種優先株式に付与されている金銭対価による取得請求権が発動されることにより当社が意図しない時期に当社グループの事業成長資金の社外流出リスクをなくし、当社自己資本の質的向上による財務基盤の強化を行い、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境の整備を行います。

次期（2020年4月期）配当につきましても、全社一丸となって売上高の確保及び経常黒字の継続に努めてまいりますが、当期同様中間及び期末を無配とさせていただきます。「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（3）中長期的な会社の経営戦略」に記載の成長戦略を推進し、収益力の増強を図るとともに、将来にわたる安定した配当原資の確保を行ってまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当及び期末配当は取締役会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

現状では無配となりますが、配当財源を確保し早期に配当を実施できるよう努めてまいります。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、Missionとして『「アイケア」を極めれば、五感マーケットが見えて来る。私たちは、人々の生活価値全てに関わる新しい五感拡張領域に大きな想像力を持って取り組み、来るべき社会にとって意味なすものを創出していく。』を掲げ、『お客様と自分たちをつなぐ対人感覚、生活者の動きを敏感に察知する時代感覚、利益を生み出し世の中に還元する事業感覚を磨き続ける。それらの感覚をベースにした正しい「アイケア」の啓発活動を実直に進化させることで、企業成長と社会貢献の両方を叶える。そして、柔軟性とグループの多様性をもって、その先に広がる五感マーケットの可能性を模索、追求する。』というVisionのもと、経営を行っております。

このようなMission・Visionのもと、様々なステークホルダーの皆様のご期待にお応えし、コンプライアンスを重視しながら、迅速かつ効率的、そして果敢な意思決定を行い、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。その実現に向けコーポレート・ガバナンスの充実も図ってまいります。

当社は、2018年7月24日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

###### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制を有効に機能させるため、「経営責任の明確化」、「経営の透明性の向上と監査・監督機能」及び「経営の迅速な意思決定」の確保を重視し、現在の体制を採用しております。

##### a. 取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役4名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行っております。コンプライアンスの重要性と経営の透明性及び健全性が最も重要な課題であることを認識し、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に深く関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。社外取締役4名(監査等委員を含む)は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員であります。

役職名	氏名
(議長)代表取締役社長執行役員店舗営業本部本部長	星崎 尚彦
取締役執行役員CFO	三井 規彰
社外取締役	松本 大輔
社外取締役	伊串 久美子
取締役(監査等委員)	田中 武志
社外取締役(監査等委員)	蝦名 卓
社外取締役(監査等委員)	加藤 真美

##### b. (監査等委員会)

当社の監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役で構成され、そのうち2名が社外取締役であります。また、常勤の監査等委員も定め、独立性及び専門的な見地から、ガバナンスの在り方やその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施しております。

監査等委員は、株主総会や取締役会に出席するとともに、常勤の監査等委員は経営会議・アクション会議の重要な会議に出席し、適宜意見を述べることとしております。

役職名	氏名
(委員長・議長)取締役(常勤監査等委員)	田中 武志
社外取締役(監査等委員)	蝦名 卓
社外取締役(監査等委員)	加藤 真美

c. 執行役員制度

当社は執行役員制度（取締役による兼任を含め6名の執行役員）を導入しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の権限と責任を明確にし、経営の意思決定を迅速に行うとともに、より一層の経営体制の強化と経営の効率化を図っております。

d. 経営会議

経営会議は、取締役、執行役員で構成されております。会議は、代表取締役社長が議長を務め毎月1回開催され、各部門からの状況報告と当社の経営に関する重要案件等について審議を主としており、情報の共有を図っております。

e. アクション会議

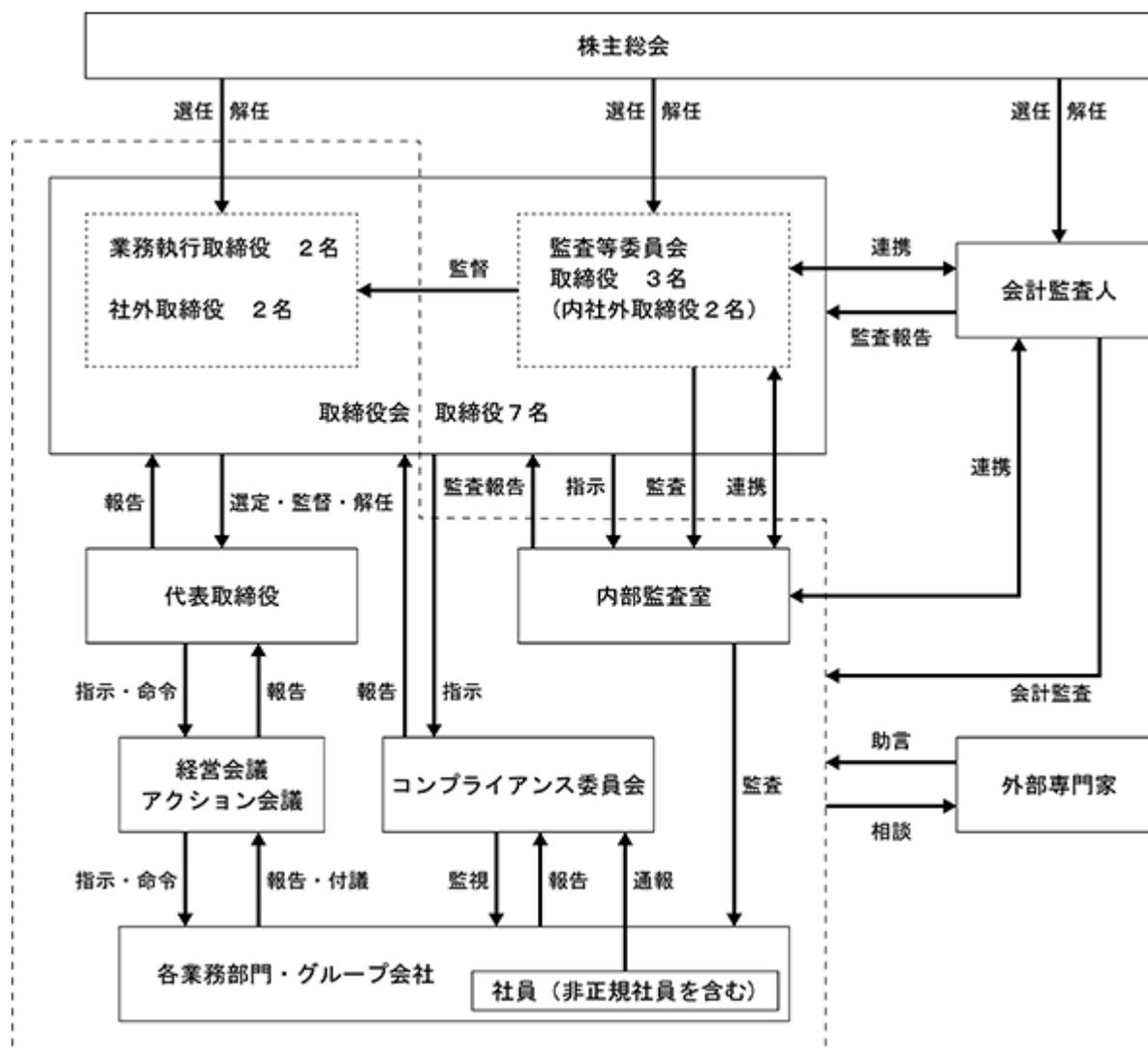
アクション会議は、業務執行取締役、執行役員及びマネージャーで構成されております。会議は、代表取締役社長が議長を務め隔週で開催され過去2週間の実績を振り返り、今後の2週間、1ヶ月、3ヶ月の戦略を検討し、全員参加型の問題提起・解決を行っております。なお、常勤の監査等委員も出席し必要に応じて意見を述べております。

f. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会のメンバー構成は経営会議と同じであります。原則として3ヶ月に1回開催されております。

同委員会は、リスク管理とコンプライアンスの推進・強化を図るため、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議しております。また、コンプライアンス体制を定着させるため、勉強会等の活動を行っております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の組織図を图示しますと次のとおりであります。



#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ.内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制機能の強化並びに牽制機能の充実によるガバナンスの強化を図ることを目的として実施するもので、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

##### １．取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

（１）当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役会の法令遵守はもちろん、従業員に率先して意義の教育及び維持・向上に努める。

（２）取締役や使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、担当取締役をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、コンプライアンス基準及びコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの継続的な教育等を通じて、共有を図るとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度、その他必要な報告体制を構築する。

（３）コンプライアンス基準に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口のさらなる周知徹底を図る。

（４）内部監査室を取締役会直属とし、監査等委員・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図る。内部監査では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施する。また内部監査室は外部専門家等の支援を受けて適宜機能並びに体制強化を講じる。

（５）法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、取締役会及び監査等委員会への報告を通じて、外部専門家等と協力しながら、迅速に情報を把握しその対

処に努める。かかる報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。

(6) 役職員の法令・定款・社内規程等の違反行為については、懲罰規程を制定し、厳正に処分を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

(1) 取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報管理規程に関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。

(2) 取締役および監査等委員がこれらの文書等を必要に応じて随時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

(1) 取締役会は、経営に重大な影響を及ぼすリスク(業務に関するリスク・安全に関するリスク・企業リスク等)を十分認識した上で、リスク管理に関する社内規程の整備その他の対応を行い、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。また、取締役会は、定期的リスク管理体制の見直しを行う。

(2) 不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。

(3) 当社が認識するリスクの適切な管理状況について、内部監査規程に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について、適時に取締役会及び監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

(1) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、一定分野の業務を執行する権限と責任を執行役員に委譲する。

(2) 社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を原則毎月1回開催し、十分に審議した上で、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、業務執行取締役及び執行役員以下の職務執行の状況の監督等を行う。

(3) 取締役および執行役員から構成される経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。

(4) 取締役、執行役員及び使用人の業務分掌及び職務権限を社内規程で明確にし、その運用状況につき内部監査を実施し、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 社外取締役を含む取締役は、その判断に基づき、他の取締役、執行役員および使用人から、業務の執行状況につき随時直接報告を求めることができる。

5. 当社における業務の適正を確保する体制について

当社は、当社の内部統制システム充実のため、関連するリスク管理、コンプライアンス体制整備、経営効率化、決算情報の収集・開示情報の迅速な伝達体制の構築等について必要な措置をとる。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制、及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制について

(1) 監査等委員からの求めに応じ、監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置する。

(2) 監査等委員付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。

(3) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査等委員の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。

(4) 監査等委員の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査等委員の同意を得て実施する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について

(1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて、以下の事項について報告をする。

当社の内部統制システムの整備・運用状況

当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更

業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

内部通報制度の運用及び通報の内容

内部監査の結果

その他、監査等委員の定める事項

(2) 監査等委員は、その判断に基づき、取締役および使用人から、業務の執行状況につき随時直接報告を求めることができる。

(3) 前各号の報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。

8. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制、及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

(1) 監査等委員は、取締役会に出席し、経営上の重要な項目についての意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するとともに、必要な意見を述べる。

(2) 監査等委員は、代表取締役および社外取締役その他の取締役との間で、適宜意見交換会を開催する。

(3) 内部監査担当は、監査等委員との間で内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換を適宜行い、連携して監査にあたる。

(4) 監査等委員および内部監査担当は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を図る。

(5) 監査等委員会を月1回以上開催し、監査計画を策定し、監査計画に基づく監査の実施状況と経済情報等を共有することで監査の充実を図る。

(6) 監査等委員の職務執行により生じる必要な費用又は債務は、速やかにこれを処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制について

(1) 当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に係る諸規程を整備するとともに、会計基準、金融商品取引法及びその他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

(2) 内部監査室は、取締役会に対して内部統制の有効性に関する評価結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するほか、指摘・提言事項の改善履行状況についても、必要に応じフォローアップ監査を実施する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

(1) 反社会的勢力と一切の関係を持たない。

(2) 総務部門を反社会的勢力の対応部署と位置づけ、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報の一元管理・蓄積を図る体制を整備する。また、反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部機関と連携して組織的に対処する。

(3) 反社会的勢力の要求に応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

上記イ.3に記載の通りであります。

ハ. 子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社等においても、当社と同様のMission・Visionの周知徹底を図り、適正な経営管理を行っております。また、電子媒体の活用、子会社等の業務執行者による当社会議体への参加を通じて経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。また子会社等の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行っております。当社の内部監査担当は、定期的に当社子会社等の業務監査・コンプライアンス監査等を実施し、その結果を当社代表取締役社長及び監査等委員に報告しております。

## 取締役会で決議できる株主総会決議事項

### イ.自己株式の取得

当社は取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

これは、機動的な資本政策を遂行するためのものであります。

### ロ.剰余金の配当

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

### 取締役の定数

当社の取締役は、14名以内とする旨を定款で定めております。

### 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性5名 女性2名 ( 役員のうち女性の比率29% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役) 執行役員 店舗営業本部本部長	星 崎 尚 彦	1966年10月27日生	1989年4月 三井物産㈱入社 2000年1月 ㈱フラージャコージャパン代表取締役就任 2003年1月 ㈱ブルーノマリジャパン代表取締役就任 2006年1月 ㈱バートンジャパン代表取締役就任 2009年2月 コンサルティング会社設立代表取締役就任 2011年10月 ㈱クレッジ代表取締役就任 2013年6月 ㈱メガネスーパー執行役員副社長就任 2013年7月 同社代表取締役社長(現任) 2017年11月 当社代表取締役社長就任(現任) 2018年8月 ㈱VISIONIZE取締役就任(現任)	(注)4	普通株式 209,716
取締役 執行役員 C F O	三 井 規 彰	1970年10月20日生	2004年12月 ㈱クオカード入社 2007年12月 ㈱タスコシステム取締役経営管理本部長兼 経営企画室長 2010年3月 ㈱EMCOMホールディングス取締役管理本部長 2010年3月 ㈱EMCOM FINANCIAL代表取締役 2012年10月 ㈱アイレップ 経営推進本部長 2015年9月 ㈱メガネスーパー執行役員C F O就任 2016年7月 同社取締役執行役員C F O(現任) 2017年11月 当社取締役執行役員C F O(現任) 2018年8月 株VISIONIZE監査役就任(現任)	(注)4	普通株式 6,500
取締役	松 本 大 輔	1974年3月4日生	1997年4月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン入社 2005年7月 マッキンゼーアンドカンパニーインクジャ パン アソシエート・プリンシパル就任 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー㈱ シニアエグゼクティブ・アドバイザー就任 2009年10月 ルートエフパートナーズ㈱設立 同社代表取締役就任(現任) 2017年7月 ㈱メガネスーパー取締役就任(現任) 2017年11月 当社取締役就任(現任)	(注)4	
取締役	伊 串 久 美 子	1968年9月3日生	2000年10月 デロイト・トーマツ・コンサルティング㈱ テレコム&メディア事業部マネジャー 2003年1月 日本ビューレット・パッカード㈱ 戦略企 画部門マネジャー 2003年9月 日本ビューレット・パッカード㈱ 経営企 画室渉外部部長 兼 日本代表ロビイスト 2006年6月 エーオン・ホールディングス・ジャパン㈱ 経営企画部門部長 兼 新規事業開発部長 、エーオン・リスク・サービス・ジャパン ㈱ 営業市場開発部長、エーオン・コンサル ティング・ジャパン㈱ HRコンサルティ ング・ディレクター 2009年6月 ハーバード大学公共政策大学院 行政学修 士号(MPA)取得 2011年9月 日本アイ・ビー・エム㈱ グローバル・ビ ジネス・サービス事業 戦略・市場開発部 長 2012年7月 日本アイ・ビー・エム㈱ グローバル・ビ ジネス・サービス事業 コンサルティング 部門 アソシエイト・パートナー 2014年9月 ㈱霞ヶ関総合研究所設立代表取締役社長 (CEO兼COO) 2015年11月 ㈱USEN 社外取締役 2016年4月 ㈱アマガサ 社外取締役 2017年7月 ㈱USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役(現任) 2018年7月 当社取締役就任(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常勤監査等委員	田中 武志	1967年12月15日生	1993年4月 川鉄商事(株)入社 2005年1月 日本GEプラスチック(株)入社 2008年10月 カルソニックカンセイ(株)入社 2015年7月 (株)メガネスーパー入社 2015年7月 (株)メガネスーパー執行役員CHO就任 2018年7月 当社取締役常勤監査等委員就任(現任)	(注)5	普通株式 30,000
取締役 監査等委員	蝦名 卓	1962年2月26日生	1984年4月 安田生命保険相互会社(現明治安田生命保 険相互会社)入社 1988年10月 中央新光監査法人入社 1989年10月 監査法人加藤事務所(現SK東京監査法人)入 社 1995年7月 (株)ジャフコ入社 2000年5月 蝦名公認会計士事務所(現公認会計士・ 税理士蝦名卓事務所)設立代表就任(現任) 2005年6月 (株)イー・ディー・ワークス社外監査役就任 2008年12月 (株)スプリックス社外監査役就任 2015年8月 (株)スプリックス取締役監査等委員就任(現 任) 2016年12月 日本リビング保証(株)社外監査役就任(現任) 2018年7月 当社取締役監査等委員就任(現任)	(注)5	
取締役 監査等委員	加藤 真美	1963年5月7日生	1986年4月 日本アイ・ピー・エム(株)入社 1997年4月 弁護士登録 1998年1月 桜丘法律事務所入所(現任) 2012年4月 第二東京弁護士会副会長就任 2016年6月 前澤化成工業(株)社外取締役就任(現任) 2018年7月 当社取締役監査等委員就任(現任)	(注)5	
計					普通株式 246,216

- (注) 1. 監査等委員でない取締役松本大輔氏及び、伊串久美子氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役蝦名卓氏、加藤真美氏は社外取締役であります。
3. 監査等委員でない取締役の任期は、2019年4月期に係る定時株主総会終結の時から2020年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、2018年4月期に係る定時株主総会終結の時から2020年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、取締役 松本大輔氏、伊串久美子氏、蝦名卓氏及び加藤真美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

#### 社外役員の状況

##### a. 社外取締役の員数

当社の社外取締役は4名であり、そのうち2名は監査等委員であります。

##### b. 社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役が現在までに在籍していた会社と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

##### c. 社外取締役の独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する明文化された基準はありませんが、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考に、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保と経営陣からの独立性の確保が重要であるとの観点から、経歴や当社との関係を踏まえて、独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しています。

##### d. 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方及びコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役松本大輔氏は、企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンス体制の強化が図れるものと判断しております。

社外取締役伊串久美子氏は、企業経営者及び他の企業の役員を歴任しており小売業にとどまらず各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言をいただくことにより、コーポレートガバナンス体制の強化が図れるものと

判断しております。

監査等委員である社外取締役蝦名卓氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計・税務の専門家としての経験と識見有しており、その専門分野の知識及び経験を生かして独立した立場から、監視、助言していただけるものと判断しております。

監査等委員である取締役加藤真美氏は、弁護士の資格を有し、法律の専門家としての経験と識見有しており、その専門分野の知識及び経験を生かして独立した立場から、監視、助言していただけるものと判断しております。

社外取締役による監督査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、取締役会及び監査等委員会を通して、内部監査及び監査等委員会監査の報告を受けております。内部監査部門は、子会社を含むグループ全体の内部統制システムについてモニタリングを行い、その監査結果を内部監査部門から月一度、監査等委員会に報告するとともに情報交換をしております。

また、会計監査人とは四半期に一度情報交換を行うことで、会計監査との相互連携に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役で構成され、そのうち2名が社外取締役であります。監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。当事業年度は監査等委員会を10回開催いたしました。監査等委員会では取締役及び従業員から重要事項の報告を受けております。また、監査等委員は取締役会のほか重要な会議に出席し、店舗及び各担当グループへの往査を行い執行役員及び各担当グループのジェネラルマネージャー並びに従業員より報告を受け意見交換を行いました。これらの職務の遂行により当社の経営状況を監視するとともに、会計監査人から定期的に監査状況を聴取し会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。加えて内部監査部門及び会計監査人との相互連携を密にすることにより、経営監視機能の充実を図っております。

なお、監査等委員である取締役田中武志氏は、当社の総務人事部に2015年7月から2018年7月まで在籍し、業務全般の定款や社内規程の作成、法令遵守に関する業務等に携わり、相当程度の知見を有しており、常勤監査等委員として経営監視・監督機能を十分に発揮しました。監査等委員である取締役蝦名卓氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計・税務の専門家としての経験と識見から発言を行うなど、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。監査等委員である取締役加藤真美氏は、弁護士の資格を有し、法律の専門家としての経験と識見から発言を行うなど、取締役会による経営に対する実効性の高い経営監視・監督機能を十分に発揮しました。

内部監査の状況

当社の内部監査部門は、取締役会直屬とし監査等委員会・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図っております。内部監査部門では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて外部専門家からアドバイス及び指導を受けております。

なお、監査等委員、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれの監査を踏まえて四半期ごとに情報交換を行う等、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ひびき監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 田中 弘司

業務執行社員 林 直也

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

なお第1期連結会計年度においては監査役会が評価を実施し、評価の結果問題ないと判断し再任いたしました。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

当社監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、予め監査等委員会  
が定めた「会計監査人评价基準」に従い、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を評価して  
おります。

監査報酬の内容等

a. 公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	3,000		39,000	1,200
連結子会社	29,500			
計	32,500		39,000	1,200

b. 提出会社における非監査業務の内容は、以下のとおりであります。

株式売出しに係るコンフォート・レター作成業務を委託し、対価を支払っております。

c. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

d. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

e. 監査報酬の決定方針

予定監査執務日数を基に、監査法人と協議の上、決定しています。

f. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計  
画の内容、監査報酬見積の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性などを確認し、検討した結果、会計  
監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

・ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬額は、2018年7月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）については年額5億200万円以内、監査等委員である取締役については年額500万円以内と決議いただいております。

個別の役員に対する報酬等の額及び算定方法につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会で承認された報酬総額の限度額内で世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して、取締役会及び監査等委員会の協議により決定しております。

・ 役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	ストックオプション	賞与	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	148,716	60,000	60,696	28,020	2名
監査等委員(社外取締役を除く)	9,000	9,000	501		1名
監査役(社外監査役を除く)	1,500	1,500			1名
社外役員	21,300	21,300			6名

(注) 1 基本報酬には、当社役員に対して当社及び当社の連結子会社が支払った役員報酬の合計を記載しております。

・ 役員ごとの連結報酬等の総額

氏名	連結報酬等の総額 (千円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(千円)		
				固定報酬	ストックオプション	賞与
星崎 尚彦	113,233	取締役	㈱ビジョナリーホールディングス	32,500	53,223	20,010
			㈱メガネスーパー	7,500		

## (5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」とし、それ以外の株式を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」（政策保有株式）として区分しております。

(株)メガネスーパーにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最も大きい会社(最大保有会社)である(株)メガネスーパーについては以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、継続的な発展や中長期的に企業価値の向上に資すると判断した場合にのみ、純投資目的以外の目的である投資株式を保有することを基本方針としており、取締役会において、個別の政策保有株式については政策保有の意義を検証し、基本方針と照らして企業価値の向上に資すると認められない場合は、適時・適切に売却してまいります。

## ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式以外の株式	1	9,646

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はございません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はございません。

## ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)みずほフィナン シャルグループ	55,600	55,600	(保有目的)取引先との関係 強化。	有
	9,646	11,031		

(注) 1. 定量的な保有効果については記載が困難であります。毎年取締役会において、個別の特定投資株式について、取引の状況、保有株式の適切性、保有に伴う便益やリスク等を精査、検証しております。

2. (株)みずほフィナンシャルグループのグループ会社である、(株)みずほ銀行が当社の株式を保有しております。

## みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はございません。

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はございません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はございません。

## 提出会社における株式の保有状況

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年5月1日から2019年4月30日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改政府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改政府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(3) 前連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により子会社となった株式会社メガネスーパーの連結財務諸表を引き継いで作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年5月1日から2019年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年5月1日から2019年4月30日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報収集に努めるとともに、セミナー等への参加並びに会計専門誌の定期購読等を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,974,791	1,261,196
売掛金	1,280,938	1,397,911
商品	3,127,595	4,933,084
原材料	-	21,960
貯蔵品	36,053	61,348
前払費用	283,617	277,096
未収入金	260,728	126,351
その他	37,242	50,107
流動資産合計	8,000,968	8,129,056
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 4,823,935	1 4,845,430
減価償却累計額	3,752,829	3,498,125
建物(純額)	1,071,105	1,347,305
工具、器具及び備品	2,094,744	2,036,771
減価償却累計額	1,848,440	1,628,558
工具、器具及び備品(純額)	246,303	408,213
土地	1 890,935	1 754,626
建設仮勘定	34,526	9,086
その他	864,505	999,441
減価償却累計額	681,768	723,631
その他(純額)	182,737	275,809
有形固定資産合計	2,425,609	2,795,040
無形固定資産		
のれん	59,093	414,863
ソフトウェア	170,932	171,186
その他	59,428	58,373
無形固定資産合計	289,453	644,423
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,843,615	2,813,212
繰延税金資産	329,115	472,918
その他	1 256,289	1 299,554
貸倒引当金	90,845	89,195
投資その他の資産合計	3,338,175	3,496,489
固定資産合計	6,053,238	6,935,954
資産合計	14,054,206	15,065,010

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	2,021,894	2,016,886
短期借入金	1・2・3 2,000,000	1・2・3 2,000,000
1年内返済予定の長期借入金	1・2 400,000	1・2 500,008
未払金	506,252	718,458
未払法人税等	53,806	123,273
未払費用	297,411	433,338
前受金	1,290,362	1,514,842
賞与引当金	81,000	42,000
その他	188,530	220,184
流動負債合計	6,839,257	7,568,991
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1・2 3,900,000	1・2 3,323,916
退職給付に係る負債	1,808,081	1,900,592
繰延税金負債	-	2,329
その他	124,698	274,083
固定負債合計	5,832,780	5,500,921
負債合計	12,672,037	13,069,913
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	10,000	10,795
資本剰余金	1,718,806	1,719,602
利益剰余金	419,151	80,466
自己株式	0	4
株主資本合計	1,309,654	1,810,860
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	2,079	1,181
退職給付に係る調整累計額	179,791	168,750
その他の包括利益累計額合計	177,711	167,568
新株予約権	250,119	351,805
非支配株主持分	106	-
純資産合計	1,382,169	1,995,097
負債純資産合計	14,054,206	15,065,010

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)
売上高	21,776,194	26,485,617
売上原価	1 7,857,512	1 9,818,397
売上総利益	13,918,681	16,667,220
販売費及び一般管理費	2 13,202,257	2 15,735,007
営業利益	716,424	932,212
営業外収益		
受取利息	1,019	733
受取配当金	440	417
受取保険金	4,973	7,593
保険解約返戻金	8,272	-
集中加工室管理収入	20,672	15,505
開発負担金収入	7,000	-
その他	17,953	16,729
営業外収益合計	60,332	40,980
営業外費用		
支払利息	105,476	91,502
支払手数料	63,000	7,748
その他	20,486	20,976
営業外費用合計	188,962	120,227
経常利益	587,794	852,965
特別利益		
固定資産売却益	3 93,600	3 29,417
立退料収入	45,000	51,000
その他	5,393	5,834
特別利益合計	143,994	86,252
特別損失		
固定資産売却損	4 26,962	4 18,737
固定資産除却損	5 18,861	5 46,304
店舗閉鎖損失	6 12,096	6 11,403
減損損失	7 111,713	7 206,300
和解金	-	120,000
その他	18,522	9,711
特別損失合計	188,156	412,457
税金等調整前当期純利益	543,631	526,761
法人税、住民税及び事業税	89,456	162,773
法人税等調整額	269,987	135,523
法人税等合計	180,530	27,249
当期純利益	724,162	499,511
非支配株主に帰属する当期純損失( )	1,670	106
親会社株主に帰属する当期純利益	725,832	499,618

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
当期純利益	724,162	499,511
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	426	897
退職給付に係る調整額	61,176	44,625
その他の包括利益合計	1 60,749	1 43,727
包括利益	784,912	543,238
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	786,582	543,345
非支配株主に係る包括利益	1,670	106

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	812,170	947,178	1,144,984	66,847	547,517
当期変動額					
連結子会社の増資による持分の増減		28,432			28,432
株式移転による増減	802,170	743,194		58,975	-
親会社株主に帰属する当期純利益			725,832		725,832
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分				7,873	7,873
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	802,170	771,627	725,832	66,846	762,136
当期末残高	10,000	1,718,806	419,151	0	1,309,654

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,506	264,361	261,855	135,200	-	420,862
当期変動額						
連結子会社の増資による持分の増減						28,432
株式移転による増減						-
親会社株主に帰属する当期純利益						725,832
自己株式の取得						2
自己株式の処分						7,873
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	426	84,570	84,143	114,919	106	199,170
当期変動額合計	426	84,570	84,143	114,919	106	961,306
当期末残高	2,079	179,791	177,711	250,119	106	1,382,169

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	1,718,806	419,151	0	1,309,654
当期変動額					
新株の発行	795	795			1,591
親会社株主に帰属する当期純利益			499,618		499,618
自己株式の取得				4	4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	795	795	499,618	4	501,205
当期末残高	10,795	1,719,602	80,466	4	1,810,860

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,079	179,791	177,711	250,119	106	1,382,169
当期変動額						
新株の発行						1,591
親会社株主に帰属する当期純利益						499,618
自己株式の取得						4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	897	11,040	10,142	101,686	106	111,722
当期変動額合計	897	11,040	10,142	101,686	106	612,927
当期末残高	1,181	168,750	167,568	351,805	-	1,995,097

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	543,631	526,761
減価償却費	323,963	389,992
のれん償却額	15,109	65,612
減損損失	111,713	206,300
長期前払費用償却額	44,060	47,751
株式報酬費用	117,915	102,961
新株予約権戻入益	2,996	637
退職給付に係る負債の増減額 ( は減少 )	63,480	92,511
退職給付に係る調整累計額の増減額 ( は減少 )	84,570	11,040
貸倒引当金の増減額 ( は減少 )	12,667	-
受取利息	1,019	733
受取配当金	440	417
支払利息	105,476	91,502
固定資産売却益	93,600	29,417
固定資産売却損	26,962	18,737
固定資産除却損	18,861	46,304
店舗閉鎖損失	12,096	11,403
有価証券及び投資有価証券売却損益 ( は益 )	229	-
子会社株式評価損	354	-
賞与引当金の増減額 ( は減少 )	81,000	39,000
役員退職慰労引当金の増減額 ( は減少 )	174,800	-
売上債権の増減額 ( は増加 )	376,966	28,014
たな卸資産の増減額 ( は増加 )	512,072	1,612,534
仕入債務の増減額 ( は減少 )	452,099	8,729
その他流動資産の増減額 ( は増加 )	18,505	3,670
その他流動負債の増減額 ( は減少 )	484,603	546,897
その他	96,398	90,072
小計	1,414,331	588,062
利息及び配当金の受取額	722	1,150
利息の支払額	120,105	93,613
法人税等の支払額	321,382	252,909
法人税等の還付額	-	111,036
営業活動によるキャッシュ・フロー	973,565	353,726

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	115,017	-
定期預金の払戻による収入	285,044	58,000
有形固定資産の取得による支出	208,550	886,996
有形固定資産の売却による収入	325,376	150,716
無形固定資産の取得による支出	62,075	59,576
敷金及び保証金の差入による支出	219,363	117,763
敷金及び保証金の回収による収入	203,798	243,205
長期前払費用の取得による支出	50,885	29,550
投資有価証券の売却による収入	1,277	-
事業譲受による支出	<sup>2</sup> 91,702	<sup>2</sup> 13,166
資産除去債務の履行による支出	34,874	45,327
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	<sup>3</sup> 375,671
その他	2,561	4,085
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>35,590</b>	<b>1,080,218</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 ( は減少)	2,000,000	-
長期借入れによる収入	4,237,000	-
長期借入金の返済による支出	7,561,458	894,395
ファイナンス・リース債務の返済による支出	16,939	35,656
自己株式の取得による支出	2	4
自己株式の処分による収入	7,873	-
非支配株主からの払込みによる収入	30,210	-
ストックオプションの行使による収入	-	954
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,303,317</b>	<b>929,102</b>
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少)	294,162	1,655,594
現金及び現金同等物の期首残高	3,210,951	2,916,791
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 2,916,791	<sup>1</sup> 1,261,196

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

7社

主要な連結子会社の名称

株式会社メガネスーパー

株式会社メガネハウス

株式会社関西アイケアプラットフォーム

株式会社みちのくアイケアプラットフォーム

株式会社EnhanLabo

株式会社VisionWedge

株式会社VISIONIZE

株式会社VisionWedgeは、2018年5月1日に新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、株式会社VISIONIZEは2018年8月31日の株式取得に伴い連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、アイウェア・デベロップメント株式会社につきましては、当連結会計年度において、清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

該当事項はありません。

なお、アイウェア・デベロップメント株式会社につきましては、当連結会計年度において、清算終了しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、連結子会社のうち、株式会社VISIONIZEは、決算日を12月31日から4月30日に変更し、連結決算日と同一となっております。当連結会計年度における会計期間は8ヶ月となっております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品

総平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

また、2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法としております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

機械装置及び運搬具 5～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次発生額から費用処理することとしております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」291,693千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」329,115千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
建 物	40,475千円	38,578千円
土 地	493,364千円	454,364千円
計	533,839千円	492,942千円

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
短期借入金	2,000,000千円	2,000,000千円
1年以内返済予定の長期借入金	400,000千円	400,000千円
長期借入金	3,900,000千円	3,072,276千円
計	6,300,000千円	5,472,276千円

上記の担保のほか、前連結会計年度は、「投資その他の資産」の「その他」に含まれている商品券発行の保全に係る横浜地方財務局小田原支局への供託金13,000千円があります。

## 2 財務制限条項

前連結会計年度(2018年4月30日)

当社グループのタームローン契約及び貸出コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、貸付人の借入人に対する通知により、直ちに、借入金等を返済する義務を負っております。

(1) 2018年2月26日付タームローン契約(当連結会計年度末借入金残高4,300,000千円)

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)、各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表及び親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結貸借対照表における純資産の部の金額を前期(直前の決算期)比75%以上に維持する。

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)の各決算期末における親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益又は経常損益のいずれか一つでも赤字となった場合、その翌決算期末における株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益及び経常損益の全てを赤字にしないこと。

(2) 2018年2月26日付コミットメントライン契約(当連結会計年度末借入金残高2,000,000千円)

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)、各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表及び親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結貸借対照表における純資産の部の金額を前期(直前の決算期)比75%以上に維持する。

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)の各決算期末における親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益又は経常損益のいずれか一つでも赤字となった場合、その翌決算期末における株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益及び経常損益の全てを赤字にしないこと。

(3) 2018年3月30日付相対型コミットメントライン契約(当連結会計年度末の借入金残高はありません。)

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持する。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失とならないようにすること。

当連結会計年度(2019年4月30日)

当社グループのタームローン契約及び貸出コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、貸付人の借入人に対する通知により、直ちに、借入金等を返済する義務を負っております。

(1) 2018年2月26日付タームローン契約(当連結会計年度末借入金残高3,472,276千円)

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)、各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表及び親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結貸借対照表における純資産の部の金額を前期(直前の決算期)比75%以上に維持する。

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)の各決算期末における親会社で

ある株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益又は経常損益のいずれか一つでも赤字となった場合、その翌決算期末における株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益及び経常損益の全てを赤字にしないこと。

(2) 2018年2月26日付コミットメントライン契約(当連結会計年度末借入金残高2,000,000千円)

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)、各年度の決算期の末日における借入人の貸借対照表及び親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結貸借対照表における純資産の部の金額を前期(直前の決算期)比75%以上に維持する。

借入人(株式会社メガネスーパー)は、2018年4月期以降(2018年4月期を含む。)の各決算期末における親会社である株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益又は経常損益のいずれか一つでも赤字となった場合、その翌決算期末における株式会社ビジョナリーホールディングスの連結ベースでの営業損益及び経常損益の全てを赤字にしないこと。

(3) 2018年3月30日付相対型コミットメントライン契約(当連結会計年度末の借入金残高はありません。)

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持する。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失とならないようにすること。

(4) 2018年10月1日付特殊当座借越契約(当連結会計年度末の借入金残高はありません。)

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期におけるインタレストカバレッジレシオ1超を維持する。インタレストカバレッジレシオとは、金利等の負担能力を示す指標のことをいい、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により以下の算式で算出されるものをいう。

(営業利益+受取利息)/支払利息

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において2期連続当期赤字としない。2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も改めてこの条項に該当するものとする。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において、債務超過を回避する。債務超過とは、最新の決算期の貸借対照表において、負債が資産を上回る状態をいう。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年4月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースでの営業損益、経常損益のいずれか一つでも赤字となった場合、その翌決算期末における連結ベースでの営業損益の全てを赤字にしないこと。

3 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行なうため主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づき連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	3,200,000千円	3,800,000千円
借入実行残高	2,000,000千円	2,000,000千円
差引額	1,200,000千円	1,800,000千円

(連結損益計算書関係)

- 1 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
売上原価	75,568千円	55,548千円
計	75,568千円	55,548千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
給与及び手当	4,442,857千円	5,039,028千円
退職給付費用	219,669千円	251,842千円
賞与引当金繰入額	81,000千円	42,000千円
貸倒引当金繰入額	2,442千円	- 千円
地代家賃	2,651,318千円	2,779,159千円

- 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
福利厚生施設（建物及び土地）	3,790千円	61千円
流通配送センター（建物及び土地）	7,182千円	- 千円
遊休土地（土地）	82,583千円	21千円
店舗施設（建物及び土地）	- 千円	29,334千円
その他	44千円	- 千円
計	93,600千円	29,417千円

- 4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
福利厚生施設（建物及び土地）	8,021千円	8,272千円
事務所兼倉庫施設（建物及び土地）	18,926千円	- 千円
遊休土地（土地）	- 千円	10,464千円
その他	14千円	- 千円
計	26,962千円	18,737千円

- 5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
建物	15,907千円	33,232千円
工具、器具及び備品	1,366千円	8,388千円
その他	1,587千円	4,684千円
計	18,861千円	46,304千円

- 6 店舗閉鎖損失

店舗閉鎖損失の内容は、店舗閉鎖に伴う解約違約金等であります。

## 7 減損損失

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

当社グループは、当連結会計年度において保有する店舗設備及び売却予定資産等について、将来の回収可能価額を検討した結果、一部の店舗設備及び売却予定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額(千円)
店舗設備	千葉県(1店舗)	建物等	972
	埼玉県(3店舗)	建物等	13,368
	東京都(13店舗)	建物等	39,862
	神奈川県(2店舗)	建物等	3,384
	新潟県(2店舗)	建物等	1,615
	山梨県(1店舗)	建物等	1,148
	静岡県(4店舗)	建物等	22,831
	富山県(1店舗)	建物等	7,284
	兵庫県(1店舗)	建物等	193
	愛媛県(1店舗)	建物等	358
	福岡県(2店舗)	建物等	136
計			91,156
売却予定資産等	東京都	建物等	7,599
	北海道	土地・建物等	902
	神奈川県	土地・建物等	8,170
	静岡県	土地・建物等	1,466
	京都府	土地・建物等	1,785
	熊本県	土地	633
計			20,557
合計			111,713

## 店舗設備

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。店舗については、営業活動による損益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため零として評価しております。

## 売却予定資産等

売却予定資産等については、個々の物件単位にグルーピングを行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており不動産鑑定評価額(指標等を用いて調整を行なったものを含む)もしくは、売却見込額等に基づき評価しております。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

当社グループは、当連結会計年度において保有する店舗設備及び売却予定資産等について、将来の回収可能価額を検討した結果、一部の店舗設備及び売却予定資産等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額(千円)
店舗設備	北海道(2店舗)	建物等	5,062
	宮城県(1店舗)	建物等	3,705
	栃木県(1店舗)	建物等	1,735
	埼玉県(4店舗)	建物等	6,422
	千葉県(5店舗)	建物等	11,873
	東京都(10店舗)	建物等	38,155
	神奈川県(9店舗)	建物等	41,621
	新潟県(2店舗)	建物等	3,731
	石川県(1店舗)	建物等	1,365
	福井県(1店舗)	建物等	9,178
	山梨県(1店舗)	建物等	738
	静岡県(2店舗)	建物等	2,809
	岐阜県(1店舗)	建物等	3,638
	愛知県(2店舗)	建物等	9,202
	大阪府(1店舗)	建物等	705
	兵庫県(2店舗)	建物等	23,143
	福岡県(1店舗)	建物等	10,693
	佐賀県(1店舗)	建物等	347
鹿児島県(2店舗)	建物等	7,767	
計			181,900
売却予定資産等	神奈川県	土地・建物等	13,119
	静岡県	土地・建物等	11,280
計			24,399
合計			206,300

#### 店舗設備

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。店舗については、営業活動による損益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため零として評価しております。

#### 売却予定資産等

売却予定資産等については、個々の物件単位にグルーピングを行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており不動産鑑定評価額(指標等を用いて調整を行なったものを含む)もしくは、売却見込額等に基づき評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	192	1,384
組替調整額	229	-
税効果調整前	421	1,384
税効果額	4	486
その他有価証券評価差額金	426	897
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	36,910	61,450
組替調整額	98,086	106,075
税効果調整前	61,176	44,625
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	61,176	44,625
その他の包括利益合計	60,749	43,727

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	158,931,034			158,931,034
A種優先株式(株)	800			800
B種優先株式(株)	1			1
C種優先株式(株)	320			320
A種劣後株式(株)	30,318,181			30,318,181
B種劣後株式(株)	56,603			56,603

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	103,575	(注1) 29	(注1) 103,595	9
A種優先株式(株)		(注2) 700		700

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取による増加であり、自己株式の株式数の減少は自己株式(子会社の保有する親会社株式)の処分による減少であります。

2. 無償取得による増加であります。

## 3 新株予約権に関する事項

提出会社

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権					104,908
第2回ストック・オプションとしての新株予約権					55,758
第3回新株予約権(注)1	普通株式	6,800,000		6,800,000	
第4回ストック・オプションとしての新株予約権					58,100
第5回ストック・オプションとしての新株予約権					31,353
合計		6,800,000		6,800,000	250,119

(注) 1. 第3回新株予約権の当連結会計年度減少6,800,000株は、権利行使期間満了による消滅であります。

2. 第2回、第4回、第5回のストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	158,931,034	(注1) 67,112,117		226,043,151
A種優先株式(株)	800			800
B種優先株式(株)	1			1
C種優先株式(株)	320			320
A種劣後株式(株)	30,318,181		(注2) 30,318,181	
B種劣後株式(株)	56,603		(注3) 56,603	

(注) 1. 普通株式の増加は、A種劣後株式の転換による増加67,033,496株、B種劣後株式の転換による増加60,621株であります。

2. A種劣後株式の減少は普通株式への転換によるものであります。

3. B種劣後株式の減少は普通株式への転換によるものであります。

### 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9	(注1) 40		49
A種優先株式(株)	700			700
A種劣後株式(株)		(注2) 30,318,181	(注2) 30,318,181	
B種劣後株式(株)		(注3) 56,603	(注3) 56,603	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取による増加であります。

2. A種劣後株式の増加は普通株式への転換による取得であり、減少は取得したA種劣後株式の消却によるものであります。

3. B種劣後株式の増加は普通株式への転換による取得であり、減少は取得したB種劣後株式の消却によるものであります。

### 3 新株予約権等に関する事項

提出会社

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権					103,632
第2回ストック・オプションとしての新株予約権					78,830
第4回ストック・オプションとしての新株予約権					100,365
第5回ストック・オプションとしての新株予約権					68,976
合計					351,805

(注) 第2回、第4回、第5回のストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

### 4 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
現金及び預金	2,974,791千円	1,261,196千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	58,000千円	- 千円
現金及び現金同等物	2,916,791千円	1,261,196千円

- 2 事業譲受による支出の主な内訳

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

事業の譲受けにより、株式会社シミズメガネ他1件から受け入れた資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出は次のとおりです。

流動資産	12,967千円
固定資産	17,295千円
のれん	74,203千円
流動負債	12,763千円
事業の譲受価額	91,702千円
事業譲受による支出	91,702千円

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

事業の譲受けにより、株式会社タカハシから受け入れた資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出は次のとおりです。

流動資産	442 千円
消耗品費等	169 千円
のれん	3,704 千円
流動負債	75 千円
固定負債	75 千円
事業の譲受価額	4,166 千円
事業譲受による支出	4,166 千円

- (注) 連結キャッシュ・フロー計算書の「事業譲受による支出」には、前連結会計年度に当社の子会社である株式会社メガネスーパーが行いました事業譲受到に係る条件付き取得対価の追加支払額9,000千円が含まれておりません。

3 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに連結子会社となった株式会社VISIONIZEの連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	1,133,469	千円
固定資産	72,169	千円
のれん	408,678	千円
流動負債	89,137	千円
固定負債	418,320	千円
株式の取得価額	1,106,860	千円
現金及び現金同等物	731,188	千円
差引：取得による支出	375,671	千円

(リース取引関係)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、店舗にてレンズの加工等に使用する工具、器具及び備品であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い預金及び債券等で運用しており、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金、未収入金の一部は、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが3ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。また、借入金には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、期限の利益の喪失等、当社グループの業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、販売管理規程等に従い、営業債権、敷金及び保証金、未収入金について、各管理部署が主要な相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る等の方法により、信用リスクを管理しております。

市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体(取引先企業)等の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との業務上の関係強化等を勘案して保有状況を継続的に見直す等の方法により、市場価格の変動リスクを管理しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、営業債務等について、財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2018年4月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,974,791	2,974,791	-
(2) 売掛金	1,280,938	1,280,938	-
(3) 未収入金	260,728	260,728	-
(4) 敷金及び保証金	3,128	2,552	575
資産計	4,519,587	4,519,011	575
(1) 支払手形及び買掛金	2,021,894	2,021,894	-
(2) 短期借入金	2,000,000	2,000,000	-
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	400,000	400,000	-
(4) 未払金	506,252	506,252	-
(5) 未払費用	297,411	297,411	-
(6) 未払法人税等	53,806	53,806	-
(7) 長期借入金	3,900,000	3,900,000	-
負債計	9,179,364	9,179,364	-

当連結会計年度(2019年4月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,261,196	1,261,196	-
(2) 売掛金	1,397,911	1,397,911	-
(3) 未収入金	126,351	126,351	-
(4) 敷金及び保証金	119,885	93,559	26,325
資産計	2,905,344	2,879,018	26,325
(1) 支払手形及び買掛金	2,016,886	2,016,886	-
(2) 短期借入金	2,000,000	2,000,000	-
(3) 1年以内返済予定の長期借入金	500,008	500,008	-
(4) 未払金	718,458	718,458	-
(5) 未払費用	433,338	433,338	-
(6) 未払法人税等	123,273	123,273	-
(7) 長期借入金	3,323,916	3,323,916	-
負債計	9,115,881	9,115,881	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積った期間に応じたりスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年以内返済予定の長期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2018年4月30日	2019年4月30日
敷金及び保証金(1)	2,840,487	2,693,326

1 敷金及び保証金については、返還予定時期を合理的に見積ることができないものにつきましては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,974,791	-	-	-
売掛金	1,280,938	-	-	-
未収入金	260,728	-	-	-
敷金及び保証金	3,128	-	-	-
合計	4,519,587	-	-	-

当連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,261,196	-	-	-
売掛金	1,397,911	-	-	-
未収入金	126,351	-	-	-
敷金及び保証金	119,885	-	-	-
合計	2,905,344	-	-	-

(注4) 長期借入金、その他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,000,000	-	-	-	-	-
1年以内返済予定の長期借入金	400,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	400,000	400,000	400,000	2,700,000	-
合計	2,400,000	400,000	400,000	400,000	2,700,000	-

当連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,000,000	-	-	-	-	-
1年以内返済予定の長期借入金	500,008	-	-	-	-	-
長期借入金	-	500,008	486,632	2,332,276	5,000	-
合計	2,500,008	500,008	486,632	2,332,276	5,000	-

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年4月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	11,031	7,839	3,191
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	11,031	7,839	3,191
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	11,031	7,839	3,191

当連結会計年度(2019年4月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	9,646	7,839	1,807
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	9,646	7,839	1,807
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	9,646	7,839	1,807

## 2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,277	229	-
合計	1,277	229	-

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	-	-	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職給付制度を採用しておりません。

また、当社の主要な子会社である株式会社メガネスーパーは退職一時金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社は退職一時金制度及び中小企業退職金共済制度（中退共）を併用しており簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
退職給付債務の期首残高	1,744,601	1,803,374
勤務費用	111,231	134,202
利息費用	2,065	2,705
数理計算上の差異の発生額	36,910	61,450
退職給付の支払額	68,039	64,484
その他	23,394	45,422
退職給付債務の期末残高	1,803,374	1,891,824

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2017年 5月 1日 至 2018年 4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	-	4,707
退職給付費用	4,707	5,721
退職給付の支払額	-	1,660
退職給付に係る負債の期末残高	4,707	8,768

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2018年 4月30日)	当連結会計年度 (2019年 4月30日)
非積立型制度の退職給付債務	1,808,081	1,900,592
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,808,081	1,900,592
退職給付に係る負債	1,808,081	1,900,592
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,808,081	1,900,592

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
勤務費用	111,231	134,202
利息費用	2,065	2,705
数理計算上の差異の費用処理額	98,086	106,075
簡便法で計算した退職給付費用	4,707	5,721
確定給付制度に係る 退職給付費用	216,090	248,703

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
数理計算上の差異	61,176	44,625
合計	61,176	44,625

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
未認識数理計算上の差異	179,963	168,750
合計	179,963	168,750

## (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
割引率	0.15%	0.03%

## 3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,582千円、当連結会計年度3,139千円でありました。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	117,915千円	102,961千円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
特別利益(その他)	956千円	637千円

## 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回、第2回、第4回、第5回のストック・オプションは、株式会社メガネスーパーが第9回、第11回、第13回、第14回に付与していたストック・オプションに代えて、当社設立日である2017年11月1日に当社が交付したものであります。

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社または当社の子会社の従業員 229名	当社の取締役 2名	当社または当社の子会社の従業員 400名	当社の取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 3,249,000株	普通株式 2,420,000株	普通株式 3,300,000株	普通株式 2,800,000株
付与日(決議日)(注)2	2014年11月17日	2015年11月19日	2016年12月15日	2017年6月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。細目については当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。	権利確定条件は付されておられません。細目については当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。	権利確定条件は付されておられません。細目については当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。	権利確定条件は付されておられません。細目については当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年11月17日～ 2024年11月16日	2020年12月4日～ 2025年12月3日	2019年12月15日～ 2026年12月14日	2020年12月4日～ 2025年12月3日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 株式会社メガネスーパーによるものです。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末		2,420,000	3,260,000	2,800,000
付与				
失効			42,000	
権利確定				
未確定残		2,420,000	3,218,000	2,800,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	2,961,000			
権利確定				
権利行使	18,000			
失効	18,000			
未行使残	2,925,000			

## 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格(円)	53	53	61	53
行使時平均株価(円)	139			
付与日における公正な評価単価(円)	35.43	47.67	40.10	45.91

(注) 株式会社メガネスーパーが当初付与した日における公正な評価単価を記載しております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	567,107千円	599,272千円
賞与引当金	31,410千円	16,678千円
貸倒引当金	31,516千円	30,486千円
ゴルフ会員権評価損	25,708千円	26,818千円
減損損失等	417,202千円	402,620千円
減価償却超過	2,827千円	13,220千円
株式報酬費用	10,354千円	51,136千円
資産除去債務	39,053千円	39,329千円
棚卸資産	53,416千円	74,108千円
前受金	316,645千円	407,755千円
資産調整勘定	22,573千円	20,810千円
繰越欠損金	4,912,174千円	4,316,360千円
その他	41,873千円	40,770千円
繰延税金資産小計	6,471,862千円	6,039,370千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	-千円	4,209,720千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-千円	1,354,827千円
評価性引当額小計(注1)	6,141,634千円	5,564,547千円
繰延税金資産合計	330,227千円	474,822千円
<b>繰延税金負債</b>		
建設協力金	-千円	1,279千円
未収還付事業税	-千円	2,329千円
その他有価証券評価差額金	1,111千円	625千円
繰延税金負債合計	1,111千円	4,233千円
繰延税金資産純額	329,115千円	470,589千円

(注1) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。当該変動の主な内容は前連結会計年度における連結子会社である株式会社メガネスーパーの税務上の繰越欠損金の使用及び繰越期限切れに係る評価性引当額の減少538,881千円によるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(1)	1,268,607	888,884	740,352	885,695	473,276	59,544	4,316,360
評価性引当額	1,161,966	888,884	740,352	885,695	473,276	59,544	4,209,720
繰延税金資産	106,640	-	-	-	-	-	(2)106,640

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 当社グループにて税務上の繰越欠損金を有する各社において、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)を基に将来の一時差異等のスケジュールリングを行った結果、連結子会社である株式会社メガネスーパーの税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の一部については、将来の課税所得の見込み等により回収可能性があると判断いたしました。

## (表示方法の変更)

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「減価償却超過」及び「株式報酬費用」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
 主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
法定実効税率	34.80%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.40%	5.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	30.2%
住民税均等割等	8.00%	7.1%
受取配当金に係る源泉所得税	- %	7.8%
受取配当金の相殺消去	- %	26.0%
評価性引当金の増減	20.60%	1.2%
還付事業税	- %	3.0%
繰越欠損金	54.70%	42.8%
その他	4.20%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.20%	5.2%

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「資産調整勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度に表示していた「資産調整勘定」 3.3%は、「その他」 4.2%に含めて表示しております。

(企業結合等関係)

1. 取得による企業結合

当社は、2018年7月10日開催の取締役会において、株式会社VISIONIZE（以下、「VISIONIZE社」と言う。）の株式を取得することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結し、2018年8月31日に株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社VISIONIZE（ヴィジョナイズ）

事業の内容 眼鏡、サングラスの輸入卸販売、「EYESTYLE」の店舗運営等

企業結合を行った主な理由

当社グループは、2014年6月に眼鏡・コンタクトを販売するにとどまらず、眼の健康寿命を延ばすために必要なあらゆる解決策（＝商品・サービスやアドバイス）を提供する企業として「アイケアカンパニー宣言」を掲げ、アイケアに注力した商品・サービス展開とその拡充を図ってきました。PCやスマートフォンなどに代表されるビジュアルディスプレイターミナル（VDT）に依存した生活時間の増加や、高齢化社会の進展による老視（いわゆる老眼）を有する消費者の増加を背景に、アイケア重視のサービス型店舗モデルに転換し、その発展系として目の健康プラットフォームを通じた事業規模の拡大及び事業領域の拡張を進めております。

また、当社グループが掲げるアイケアを更に拡充・先鋭化させるとともに、店内装飾を上質にし、パーソナルな空間を確保した店舗レイアウトにより、心地よい空間で安心して検査やお悩みをご相談いただけるよう配慮した「次世代型店舗」をアイケア事業における成長戦略の中核と位置づけ、順次リニューアルを進めております。

一方、VISIONIZE社は、2011年1月に設立されて以降、世界トップブランドのアイウェアを手掛けるマルコリン社（イタリア）の日本総代理店として、眼鏡等小売市場における盤石な顧客基盤を保有し、ブランド力を高めるプレス、マーケティング活動や輸入・品質管理・納品管理などのロジスティック面において強みを有しております。また、眼鏡、サングラスの販売を行う「EYESTYLE」を都内（神宮前、新宿、銀座、丸の内）4店舗、名古屋1店舗にて展開しており、ファッションに重きを置く消費者のニーズを的確に捉えた店舗開発、並びに商品展開にも強みを有しております。

今回の株式取得により、当社グループの目の健康プラットフォームとVISIONIZE社の顧客基盤との連携、各社の強みであるアイケアサービス、ブランド商品調達等の相互供給や、高付加価値型店舗の共同開発・出店等を進め、中長期の柱となる成長領域を創出し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

企業結合日

2018年8月31日

企業結合の法的形式

株式の取得

結合後企業の名称

変更ありません。

取得する議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

(2) 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年9月1日から2019年4月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（注）現金 1,106,860千円

取得原価 1,106,860千円

（注）取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 7,866千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

408,678千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力によるものです。

償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,133,469	千円
固定資産	72,169	千円
資産合計	1,205,639	千円
流動負債	89,137	千円
固定負債	418,320	千円
負債合計	507,457	千円

(7) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

株式譲渡契約に基づき、企業結合後の特定のマイルストーン達成に応じて、条件付取得対価を追加で支払うこととなっており、対価は今後変動する可能性があります。取得対価の変動が発生した場合には、取得時に変動したものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	488,330	千円
営業利益	182,234	千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結会計年度の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としております。のれん等が当連結会計年度の開始の日に発生したものととしてそれらの償却額を加味して影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

2. 共通支配下の取引等

当社は、2018年7月10日の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパー（以下、「メガネスーパー」といいます。）から、関係会社管理事業及びメガネスーパーが保有する関係会社株式を2018年10月1日を効力発生日として、会社分割の方法により承継いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称

吸収分割承継会社：株式会社ビジョナリーホールディングス（当社）

分割会社：株式会社メガネスーパー（当社の連結子会社）

対象となる事業の内容

株式会社メガネスーパーの関係会社管理事業

企業結合日

2018年10月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社メガネスーパーを分割会社とする吸収分割

取引の目的を含む取引の概要

当社グループの再編にあたり、当社を持株会社とする持株会社体制への移行のため、当社子会社であるメガネスーパーの関係会社管理事業を吸収分割により当社に承継させ、メガネスーパー保有の株式会社メガネハウス、株式会社関西アイケアプラットフォーム、株式会社みちのくアイケアプラットフォーム及び株式会社Enhanceの株式を当社に移管いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

## (資産除去債務関係)

当社グループは、営業拠点及び事業所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。また、移転等が予定されていないものについては、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## (賃貸等不動産関係)

当社グループは、神奈川県小田原市及びその他の地域において、将来の使用が見込まれていない売却予定不動産を保有しております。

2018年4月期における当該賃貸等不動産に関する固定資産売却益は82,583千円（特別利益に計上）、固定資産売却損は6,083千円（特別損失に計上）及び減損損失は12,958千円（特別損失に計上）であります。

2019年4月期における当該賃貸等不動産に関する固定資産売却益は61千円（特別利益に計上）、固定資産売却損は18,737千円（特別損失に計上）及び減損損失は24,399千円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	350,138	272,520
	期中増減額	77,617	113,475
	期末残高	272,520	385,996
期末時価		272,624	449,211

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 前連結会計年度の期中増減額のうち、主な減少額は売却予定不動産の売却（63,174千円）、減損損失の計上（12,958千円）によるものであります。  
当連結会計年度の期中増減額のうち、主な増加額は事業用資産から売却予定資産への区分変更（252,930千円）、主な減少額は売却予定不動産の売却（96,168千円）、減損損失の計上（24,399千円）によるものであります。
- 3 期末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業部門別セグメントから構成されており、「小売事業」、「卸売事業」及び「EC事業」の3つを報告セグメントとしております。

「小売事業」は、フレーム・レンズ・メガネ備品・コンタクトレンズ・コンタクトレンズ備品・サングラス・補聴器・補聴器付属品・化粧品・健康食品等の店舗における販売事業であります。

「卸売事業」は、フレーム・サングラス等の小売店舗に対する販売事業であります。

「EC事業」は、インターネット上の眼鏡等の販売サイトであります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業部門別セグメントの会計処理は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

報告セグメント間の取引価格及び振替価格は市場価格を参考に決定しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結損益計 算書 計上額 (注3)
	小売事業	EC事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	21,285,560	489,574	21,775,135	1,059	21,776,194	-	21,776,194
セグメント間の内部売上高又は振替高	7,481	-	7,481	-	7,481	7,481	-
計	21,293,042	489,574	21,782,617	1,059	21,783,676	7,481	21,776,194
セグメント利益	893,117	76,067	969,185	40,827	928,357	211,933	716,424
セグメント資産	10,224,068	101,784	10,325,852	105,894	10,431,746	3,622,460	14,054,206
その他項目							
減価償却費	313,521	10,367	323,888	-	323,888	75	323,963
のれんの償却費	15,109	-	15,109	-	15,109	-	15,109

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェアラブル端末事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 211,933千円は、セグメント間取引消去 7,481千円及び子会社株式の取得関連費用 6,104千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 198,346千円であり、その主な内容は親会社本社の人事総務部門等に係る一般管理及び子会社の役員報酬であります。

(2)セグメント資産の調整額3,622,460千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産3,530,429千円及びセグメント間取引消去 92,031千円であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結損益計 算書 計上額 (注3)
	小売事業	卸売事業	EC事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	25,291,267	605,762	581,178	26,478,207	7,409	26,485,617	-	26,485,617
セグメント間の内部売上高又は振替高	13,214	89,079	-	102,293	-	102,293	102,293	-
計	25,304,481	694,841	581,178	26,580,501	7,409	26,587,911	102,293	26,485,617
セグメント利益	1,375,720	170,940	87,647	1,634,309	102,378	1,531,931	599,718	932,212
セグメント資産	12,383,182	728,166	96,667	13,208,016	56,231	13,264,247	1,800,762	15,065,010
その他項目								
減価償却費	362,457	2,415	10,537	375,410	14,282	389,692	300	389,992
のれんの償却費	45,075	20,536	-	65,612	-	65,612	-	65,612

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ウェアラブル端末事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額 599,718千円は、セグメント間取引消去8,643千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 608,362千円であり、その主な内容は親会社本社の人事総務部門等に係る一般管理及び子会社の役員報酬であります。

(2)セグメント資産の調整額1,800,762千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産2,020,158千円及びセグメント間取引消去 219,396千円であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 報告セグメントごとの負債は、経営資源の配分の決定及び業績評価に使用していないため、記載していません。

#### 4 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、当社グループがアイケアカンパニーとして今まで培ったプライベートブランド(PB)商品・アイケアサービス、そしてそのノウハウを、メガネ業界だけにとどまらず、あらゆる業界や分野に向けての情報発信と販路開発を積極的に行うことで、さらなるアイケアニーズの掘り起こしと事業基盤の強化・拡大を図ることを目的として当社の子会社として株式会社VisionWedgeを設立したことに伴い、報告セグメントとして「卸売事業」を新たに追加しました。

また、従来「眼鏡等小売事業」と表示していたセグメントの名称を「小売事業」に変更しております。セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	フレーム	レンズ	コンタクト レンズ	コンタクト 備品	その他	合計
外部顧客への売上高	4,008,128	5,649,069	8,476,305	160,597	3,482,093	21,776,194

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	フレーム	レンズ	コンタクト レンズ	コンタクト 備品	その他	合計
外部顧客への売上高	4,439,467	6,470,622	10,087,417	191,078	5,297,032	26,485,617

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)

	報告セグメント			その他	調整額 (注)	連結損益計算 書 計上額
	小売事業	EC事業	計			
減損損失	91,156	-	91,156	-	20,557	111,713

(注) 調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

	報告セグメント				その他	調整額 (注)	連結損益計算 書 計上額
	小売事業	卸売事業	EC事業	計			
減損損失	181,900	-	-	181,900	-	24,399	206,300

(注) 調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	小売事業	EC事業	計			
当期償却額	15,109	-	15,109	-	-	15,109
当期末残高	59,093	-	59,093	-	-	59,093

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

	報告セグメント				その他	調整額	合計
	小売事業	卸売事業	EC事業	計			
当期償却額	45,075	20,536	-	65,612	-	-	65,612
当期末残高	158,157	256,705	-	414,863	-	-	414,863

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり純資産額	0.58円	1.53円
1株当たり当期純利益	4.11円	1.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	2.88円	1.85円

(注) 1 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年5月1日 至 2018年4月30日)	当連結会計年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	725,832	499,618
普通株主に帰属しない金額(千円)	73,500	73,500
(うちB種優先株式配当額)(千円)	(17,500)	(17,500)
(うちC種優先株式配当額)(千円)	(56,000)	(56,000)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	652,332	426,118
普通株式の期中平均株式数(株)	158,875,258	217,945,864
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	67,849,706	12,629,393
(うち新株予約権)(株)	(755,585)	(4,538,346)
(うちA種劣後株式)(株)	(67,033,499)	(8,080,750)
(うちB種劣後株式)(株)	(60,622)	(10,297)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	B種優先株式 1株 第2回新株予約権 24,200個 第4回新株予約権 32,600個 第5回新株予約権 28,000個	B種優先株式 1株

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年4月30日)	当連結会計年度 (2019年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,382,169	1,995,097
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,473,726	1,648,805
(うち新株予約権)(千円)	(250,119)	(351,805)
(うち非支配株主持分)(千円)	(106)	( - )
(うち優先株式払込金額)(千円)	(1,150,000)	(1,150,000)
(うち累積未払優先配当額)(千円)	(73,500)	(147,000)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	91,557	346,291
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	158,931,025	226,043,102

## (重要な後発事象)

・特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略合併）による各種優先株式の取得

2019年6月18日開催の取締役会において、下記のとおり、特別目的会社（SPC）の全株式を取得し、吸収合併することによりA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式（以下、総称して「各種優先株式」といいます。）の全てを取得することを決議いたしました。

## 1. 株式取得及び吸収合併する理由

2016年4月期の黒字転換と以降の黒字化定着により、APファンドにより支援を受けた2012年1月以降の「事業再生期」を終え、既に「再成長期」に移行していることから、当社グループが独立企業として持続的かつ安定的な発展を実現するための中長期的なオーナーシップについて、同ファンドと協議を進めてきた結果、より多様な当社株式の保有者層、並びにより高い流動性を形成するため、2018年7月に新株の発行を伴わないAPファンドが保有する当社普通株式の売出しを行うことを決定し、当社の株主構成が大きく変化するに至っております。

さらに、株主構成が大きく変化する中、APファンドとの間では、当社が「事業再生期」に発行した負債性の強い社債型の各種優先株式（1）のうち、APファンドが保有するC種優先株式について、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備の観点から、今後の保有スタンスについて議論を重ねてまいりました。C種優先株式は、当社並びにAPファンド双方が金銭対価による取得請求権を有しており、当社が同請求権を行使しC種優先株式を取得並びに消却するには、その対価として8億円の支払いが発生すること、またAPファンドによる同請求権が行使される場合には、当社がその時期をコントロールできないなど、経営環境の変化や投資機会に即応できる強い財務基盤の構築が急務であるとの共通認識を有する中において、C種優先株式の取扱いが当社の重要なテーマであると位置づけ議論を深めてまいりました。

そのような中、2019年3月に入り、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数人数投資家向け（以下、「AP 号ファンド」といいます。）が保有資産の流動性を確保することを目的にSPCとして設立したPSZ株式会社に、APファンドが保有する当社C種優先株式を移管したい考えであること、また、SPCにC種優先株式を移管したのち、当社がC種優先株式を取得するまでのプロセスについてより具体的に協議していきたい旨の申し入れを受けました。

さらに、4月に入り、AP 号ファンドから、PSZ株式会社がAPファンドから当社C種優先株式を取得するための資金は金融機関からの借入れによること、当社C種優先株式をPSZ株式会社に移管したのち、当社に同社の全株式を備忘価額で譲渡したい旨の提案を受けるに至りました。

そこで、当社取締役会において慎重に協議を重ね、PSZ株式会社の全株式を取得後、当社に吸収合併する方法を検討いたしました。この方法によればC種優先株式を発行価額と同額にて取得及び消却できるメリットが得られる一方、当社がPSZ株式会社の借入金を引き継ぐことになり、金融機関への返済に伴う現預金の社外流出という金銭対価による取得請求権の行使と実質的に同様となること、また借入金の完済までの間、改善基調にある当社の自己資本比率が悪化するというデメリットが生じます。これらを踏まえ、PSZ株式会社の全株式を取得後に当社に吸収合併することによりC種優先株式を取得、消却すると同時に、下記 に記載のとおり、当該C種優先株主であるAPファンドを割当先とする本新株式の発行により資金を調達したうえで、PSZ株式会社から引き継ぐ借入金の全額の返済原資とする、いわゆる当社C種優先株式と普通株式との実質的な交換を行うことといたしました。当スキームによると資本増強による財務基盤の強化という副次的効果が得られることになり、現在当社が置かれた経営環境を総合的に勘案すると最適な方法になり得ると判断いたしました。

また、当スキームにおける資本増強による財務基盤の強化という副次的効果の最大化を図るため、C種優先株式と同様に負債性の強い社債型優先株式であるA種優先株式並びにB種優先株式を保有いただくHOLTジャパン株式会社（以下、「HOLTジャパン」といいます。）に対しても、同様の手法により普通株式への実質的な交換を行うことについて検討打診した結果、本件の趣旨に賛同いただき応諾いただくに至りました。（2）

そのため、APファンド並びにHOLTジャパンと協議のうえ、HOLTジャパンは保有するA種優先株式及びB種優先株式をPSZ株式会社に移管すること、PSZ株式会社は、C種優先株式の800百万円に加えて、A種優先株式及びB種優先株式の350百万円を含む総額1,179百万円を金融機関から借入れを確認しました。

これにより、各種優先株主からの金銭対価による取得請求権の行使という、当社が意図しない時期に同請求権の行使を受けた際に生じる事業成長資金の社外流出という事態が回避できるほか、自己資本の増強による財務基盤の強化が図れることとなります。また、当社が「事業再生期」に発行した現存する各種優先株式の全てを取得、並びに消却することとなります。

当社各種優先株式を普通株式への実質的な交換を行う本施策を通じて、当社普通株式の新規発行に伴い発行済株式総数を増加させることとなりますが、各種優先株式に付与されている金銭対価による取得請求権が発動されることにより当社が意図しない時期、かつ当社グループの事業成長資金の社外流出リスクがなくなるほか、当社自己資本の質的向上による財務基盤の強化に寄与するものであります。

（1）当社の発行する各種優先株式は、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパーが債務超過解消のための株主資本（純資産）の増強を目的とした社債型優先株式として2014年4月21日に発行され、株式移転により2017年11月1日に当社が設立されたことに伴い、同日付にて当社に引き継がれたものです。

なお、各種種類株式の権利内容は以下のとおりです。

- ・A種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権（B種優先株式並びにC種優先株式と同順位）、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権となります。
- ・B種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権（A種優先株式並びにC種優先株式と同順位）、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権、並びに株式対価による取得請求権となります。
- ・C種優先株式：当社普通株主に先立つ累積による優先配当権（A種優先株式並びにB種優先株式と同順位）、株主総会における議決権は有しない、当社による取得条項、当社に対する金銭対価による取得請求権となります。

（ 2 ）B種優先株式については、金銭対価による取得請求権のほか、定款第10条の17に定める算定方法に従って算出される数の当社普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができる株式対価の取得請求権を有しております。しかしながら、株式対価の取得請求権の行使によって、その全てが普通株式に転換されずC種優先株式が交付されることとなり手続きが煩雑となることから、B種優先株式についても本スキームの対象とすることにいたしました。

## 2 . SPCの株式取得（子会社化）

### （1）異動する子会社の概要

商号	PSZ株式会社	
本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス17階	
代表者の役職・氏名	代表取締役 正村 祐介	
事業内容	経営コンサルティング業、有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買	
資本金の額	9,050,000円	
設立年月日	2019年3月19日	
大株主及び持株比率	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け 100%	
当社と当該会社との関係等	資本関係	該当事項はございません。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	同社が当社の各種優先株式を取得する原資を調達するために金融機関から借り入れた資金の返済債務を、当社が連帯保証しています。
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません。
当該会社の最近3年間の経営成績：設立してから間もないため決算資料はありません。		

## (2) 株式取得の相手先の概要

名称	投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限付分除外少数投資家向け		
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号		
出資額	74,275,000,000円		
組成目的	純投資		
主たる出資者及びその出資比率	無限責任組合員であるAP GP 投資組合と、33名の有限責任組合員（銀行、保険会社、年金及び政府系金融機関等）から出資されております。 なお、出資比率が10%以上の出資者はありません。		
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	AP GP 投資組合	
	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
	出資額	93,000,000円	
	組成目的	ファンド資産の運用及び管理	
	主たる出資者及びその出資比率	業務執行組合員である株式会社AP GP と、4名の組合員（個人）から出資されております。適格機関投資家である2名の個人がそれぞれ出資比率42.96%の組合員として出資しております。その他に出資比率が10%以上の出資者はありません。	
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	株式会社AP GP
		本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
代表者の役職及び氏名		代表取締役 笹沼 泰助	
資本金		5,250,000円	
業務執行組合員又はこれに類する者	事業の内容	投資事業組合財産の運用及び管理	
	主たる出資者及びその比率	株式会社アドバンテッジパートナーズ 100.0%	
当社との関係等	当社（役員・役員関係や・大株主を含む。）と当該ファンドの関係	当該ファンドは当社普通株式95株（持株比率0.00%）、C種優先株式135株（持株比率42.19%）を保有しております。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき人的関係・取引関係はありません。	
	当社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関連会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。	
	当社と国内代理人との関係	該当事項はございません。	

## (3) 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式数の状況

異動前の所有株式数	0株
取得株式数	18,100株
取得価額	1円
異動後の所有株式数	18,100株（議決権所有割合：100%）

## (4) SPCの株式取得（子会社化）の日程

取締役会決議日	2019年6月18日
株式譲渡契約日	2019年6月18日
株式譲渡実行日	2019年6月26日

## 3. 吸収合併の要旨

## (1) 吸収合併の日程

取締役会決議日	2019年6月18日
吸収合併契約締結日	2019年6月24日
吸収合併期日（効力発生日）	2019年7月30日

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併及び会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、存続会社及び消滅会社における合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

## (2) 吸収合併の方式

当社を存続会社とし、PSZ株式会社を消滅会社とする吸収合併方式とします。

## (3) 合併後の企業の名称

株式会社ビジョナリーホールディングス

(4) 吸収合併に係る割当ての内容

本合併は、上記2. 株式取得の内容に記載したとおり、当社が100%株式を2019年6月26日に取得したため、当社100%子会社との合併になります。したがって、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

(5) 吸収合併の当事会社の概要

	消滅会社
商号	PSZ株式会社
所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス17階
代表者の役職・氏名	代表取締役 正村 祐介
事業内容	経営コンサルティング業、有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買
資本金	9,050,000円
設立年月日	2019年3月19日
発行済株式数	18,100株
決算期	12月

・ 第三者割当による新株式の発行

当社は、2019年6月18日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本株式」といいます。）の募集（以下、「本第三者割当増資」という。）を行うことについて決議いたしました。

1. 募集概要

(1) 払込期日	2019年7月4日
(2) 発行新株式数	普通株式20,338,000株
(3) 発行価額	1株につき58円
(4) 発行価額の総額	1,179,604,000円
(5) 資本組入額	1株につき29円
(6) 資本組入額の総額	589,802,000円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。 投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間 転売制限付分除外少人数投資家向け</p> <p>AP Cayman Partners, L.P. 6,034,000株</p> <p>Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company 4,202,000株</p> <p>フォーティーツー投資組合 3,665,000株</p> <p>HOLTジャパン株式会社 402,000株</p> <p>株 6,035,000</p>
(8) その他	前号各号については、金融商品取引法による届出書の効力発生を条件とします。

(注) 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。また、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための主な目的

上記、「特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略式合併）による各種優先株式の取得」の「1. 株式取得及び吸収合併する理由」に記載の内容と重複するため記載を省略いたします。

省略した内容に続く資金調達の主な目的は以下のとおりです。

当社各種優先株式と普通株式との実質的な交換を行う本施策を通じて、当社普通株式の新規発行に伴い発行済株式総数が増加することになりますが、各種優先株式に付与されている金銭対価による取得請求権が発動されることにより当社が予定しない時期、かつ当社グループの事業成長目的以外の現預金減少のリスクがなくなり、当社の自己資本の質的向上が図れること、また当社の機動的な資本政策を実施するための財務基盤の強化に寄与す

るものと判断いたしました。

本第三者割当におけるスキームは、以下のとおりです。

AP 号ファンドがSPCであるPSZ株式会社を設立。

各種優先株主がPSZ株式会社に各種優先株式を1,150百万円（額面総額）で譲渡。

- ・PSZ株式会社が増資により18百万円調達するとともに、金融機関から各種種類株式の取得資金の総額1,179百万円を調達。
  - ・各種優先株主の要請に基づき、各種優先株主からPSZ株式会社に各種優先株式が移管されることについて、2019年6月18日開催の当社取締役会において譲渡承認。
  - ・2019年6月26日付にて、各種優先株主はPSZ株式会社に当社各種優先株式を譲渡。この時点における各種優先株式を保有する株主はPSZ株式会社。
- 株式譲渡から吸収合併までの流れ
- ・当社がAP 号ファンドからPSZ株式会社の全株式を2019年6月26日に譲受け。
  - ・当社を存続会社とする吸収合併を行い、それに伴いPSZ株式会社が保有する当社各種優先株式の全株式を取得（その後消却）。
- 本第三者割当による新株式の発行

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	1,179,604,000円
発行諸費用の概算額	8,000,000円
差引手取概算額	1,171,604,000円

注1：払込金額の総額は、各種優先株式の額面総額である1,150,000,000円に、PSZ株式会社が借り入れ時に要した資金調達コスト29,600,000円を加えたうえで端数を加味した1,179,604,000円といたします。なお、資金調達コストはAPファンドに負担いただきます。

注2：発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

注3：発行諸費用の概算額は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、会計税務アドバイザー費用、その他諸費用等の合計額であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本資金調達で調達する差引手取概算額1,171,604,000円については、当社がPSZ株式会社を吸収合併することにより引き継ぐことになる金融機関からの借入金1,179,604,000円の返済費用として全額充当いたします。本株式の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

なお、返済総額と差引手取概算額との差額につきましては、自己資金を充当いたします。

#### (本株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

手取金の使途	具体的な内訳	金額（百万円）	充当予定時期
借入金の返済	PSZ株式会社を吸収合併したことによって当社に引き継がれることになる借入金の返済	1,171	2019年7月、10月

当該借入金の返済期限は2019年10月26日となりますが、7月中に借入金の一部を返済する予定です。

借入金につきましては、当社が吸収合併するPSZ株式会社と株式会社東京スター銀行が2019年6月20日付で締結した消費貸借契約による1,179百万円であります。

消費貸借契約の概要は次のとおりです。

借入日	2019年6月26日
金額	1,179,604,000円
金利	年0.5%
返済期限	2019年10月26日
貸付人	東京スター銀行
担保状況	PSZ株式会社の債務の履行を当社が連帯保証しております。 また、当社が取得したPSZ株式会社の株式、PSZ株式会社が保有する当社各種優先株式及び当社とPSZ株式会社が株式会社東京スター銀行に開設している預金口座に担保権を設定しています。
資金使途	各種優先株式の取得対価

また、各種優先株式は、前記「 . 特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略合併）による各種優先株式の取得」の「3. 吸収合併の要旨」にて記載のとおり、当社がPSZ株式会社を吸収合併することにより、当社が保有することとなります。当社は、吸収合併によって取得した当該各種優先株式を

む全ての各種優先株式を消却いたします。

・資本金及び資本準備金の減少

当社は、2019年6月18日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少を行うことについて決議し、2019年7月9日開催の取締役会において、2019年7月30日開催の第2期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今回の資本金の額及び資本準備金の額の減少は、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保し、将来の自社株取得等の株主還元策や、自社株を活用した株式交換によるM&Aを実施可能な企業体制を整備することを目的として行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の概要

(1) 減少すべき資本金の額

589,802,000円

(2) 減少すべき資本準備金の額

589,802,000円

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

資本金の減少額 589,802,000円及び資本準備金の減少額 589,802,000円は全額その他資本剰余金に振替える処理を行いません。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の取締役会決議日	2019年6月18日
(2) 株主総会議案追加の取締役会決議日	2019年7月9日
(3) 債権者異議申述公告日	2019年6月28日
(4) 債権者異議申述最終期日	2019年7月29日
(5) 株主総会決議日	2019年7月30日
(6) 資本金及び資本準備金の減少の効力発生日	2019年7月30日

・ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、2019年6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社代表取締役に対するストック・オプションとして、新株予約権を発行することを決議いたしました。

その内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

## ・コミット型タームローン及びコミットメントライン契約締結

当社は、2019年6月18日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式によるコミット型タームローン及びコミットメントライン契約を締結することについて決議いたしました。

### 1.目的

当社グループは、アイケアサービスの一層の充実を図ることを目的として、次世代型店舗への移行、老朽化店舗や検査機材のリニューアル等、成長投資による利益拡大を目指す段階にあります。

そのような中、今後の事業成長における資金需要への対応、並びに持続的成長に向けた財務基盤の安定性向上のために、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン契約を締結いたします。

### 2.コミット型タームローン及びコミットメントラインの概要

- (1) 組成金融機関 株式会社三井住友銀行
- (2) 組成金額 20億円  
(コミット型タームローン：10億円、コミットメントライン：10億円)
- (3) 契約締結日 2019年6月19日
- (4) コミット期間 2019年6月28日～2020年6月30日
- (5) 担保・保証 無担保・無保証
- (6) 参加金融機関 本契約締結時点では株式会社三井住友銀行のみ
- (7) 組成目的譲渡期間 契約日～2019年12月30日まで

### ・株式併合

当社は、2019年6月18日開催の取締役会において、2019年7月30日開催の第2期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合（10株を1株）に併合を付議することを決議いたしました。

#### 株式併合について

##### (1) 併合の目的

当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法により株式会社メガネスーパー（以下「メガネスーパー社」といいます。）の親会社として設立され、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場への上場を継続しておりますが、メガネスーパー社の事業再生過程で発行された種類株式や新株予約権の発行に伴い、新株予約権の行使並びに劣後株式の取得請求権行使による普通株式への転換等、普通株式数が増加したことにより、2019年4月30日現在における当社の普通株式の発行済株式総数は226,043,151株となっております。

この株式数は当社の事業規模から見て過剰な状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、メガネスーパー社による2016年4月期の黒字転換と以降の黒字化定着により、投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号・適格機関投資家間転売制限分除外少人数投資家向け、AP Cayman Partners ,L.P.、Japan Ireland Investment Partners Unlimited Company、並びにフォーティーター投資組合の四株主（以下、「APファンド」といいます。）により支援を受けた2012年1月以降の「事業再生期」を終えていることから、2018年7月には新株式の発行を伴わないAPファンド保有の当社普通株式の売出しの決定により、当社の株主構成が大きく変化したことも相まって、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

一方、「事業再生期」から「再成長期」に移行して以降、財務基盤の強化とともに、速やかなる復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備に向けた検討を進めてまいりましたが、2019年6月18日公表の「特別目的会社（SPC）の株式取得（子会社化）及び吸収合併（簡易合併・略合併）による各種優先株式の取得、第三者割当による新株式の発行並びに資本金及び資本準備金の減少に関するお知らせ」の内容とともに本株式併合により、早期の株主還元の実現を目指してまいりたく、今般、本株主総会において株主様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準にすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準となることを期待するとともに、復配と継続的かつ安定的な配当を実現し得る環境整備を進めてまいります。

なお、「第三者割当による新株式の発行」における新株式、「ストック・オプション（新株予約権）の発行」における新株予約権につきましても、本株式併合の対象となります。

##### (2) 併合の内容

併合する株式の種類 普通株式

併合の方法・割合 2019年11月1日をもって、2019年10月31日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式10株につき1株の割合で併合いたします。

## 併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 (2019年4月30日現在)	226,043,151株
株式併合により減少する普通株式の株式数(注)	203,438,836株
株式併合後の普通株式の発行済株式総数(注)	22,604,315株

(注)「株式併合により減少する普通株式の株式数」及び「株式併合後の普通株式の発行済株式総数」は、株式併合前の普通株式の発行済株式総数及び普通株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

## 併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数 (2019年4月30日現在)	350,000,000株
株式併合後の発行可能株式総数	35,000,000株

## (3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (4) 新株予約権の権利行使価額の調整

発行決議日(付与対象者の区分)	調整前 権利行使価額	調整後 権利行使価額
第1回新株予約権(ストック・オプション) 2014年11月17日 取締役会決議(当社従業員) 注1	53円	530円
第2回新株予約権(ストック・オプション) 2015年11月19日 取締役会決議(当社取締役) 注1	53円	530円
第4回新株予約権(ストック・オプション) 2016年12月15日 取締役会決議(当社従業員) 注1	61円	610円
第5回新株予約権(ストック・オプション) 2017年6月28日 取締役会決議(当社取締役) 注1	53円	530円
第6回新株予約権(ストック・オプション) 2019年6月18日 取締役会決議(子会社取締役)	60円	600円

注1 当社は、2017年11月1日付にて、株式移転の方法によりメガネスーパー社の親会社として設立されており、上記はいずれも同社により発行された新株予約権(ストック・オプション)を引き継いだものです。

## (5) 株式併合の日程

取締役会決議日	2019年6月18日
株主総会決議日	2019年7月30日
株式併合に係る定款変更の効力発生日	2019年11月1日(予定)
株式併合の効力発生日	2019年11月1日(予定)

## (6) 1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自2017年5月1日 至2018年4月30日)	当連結会計年度 (自2018年5月1日 至2019年4月30日)
1株当たり純資産額(円)	5.76	15.32
1株当たり当期純利益(円)	41.05	19.55
潜在株式調整後1株あたり当期純利益	28.77	18.48

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,000,000	2,000,000	1.37	
1年以内に返済予定の長期借入金	400,000	500,008	1.40	
1年以内に返済予定のリース債務	23,089	38,400	4.01	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	3,900,000	3,323,916	1.40	2020年5月～ 2023年5月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	76,257	141,336	4.01	2020年5月～ 2024年9月
合計	6,399,347	6,003,661		

- (注) 1 平均利率については、借入金等の期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	500,008	486,623	2,332,276	5,000
リース債務	45,162	33,466	31,429	26,877

- 3 連結貸借対照表ではリース債務のうち1年以内に返済予定のリース債務は流動負債「その他」に、返済予定が1年を超えるリース債務について固定負債「その他」に含めております。

## 【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	6,569,722	13,126,796	19,816,535	26,485,617
税金等調整前四半期(当期)純利益 (千円)	320,932	456,486	378,574	526,761
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	244,799	398,858	417,806	499,618
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	1.17	1.72	1.68	1.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	1.17	0.60	0.00	0.28

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	107,584	25,093
売掛金	1 35,487	1 32,635
前払費用	10,244	8,478
未収還付法人税等	-	98,477
その他	11	2,633
流動資産合計	153,328	167,317
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	1,425	1,125
無形固定資産合計	1,425	1,125
投資その他の資産		
関係会社株式	830,805	1,944,894
長期貸付金	-	7,370
従業員に対する長期貸付金	-	1,593
繰延税金資産	3,785	-
その他	-	68,793
投資その他の資産合計	834,590	2,022,651
固定資産合計	836,015	2,023,776
資産合計	989,344	2,191,093
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	1 25,420	1 208,702
未払費用	8,574	34,372
賞与引当金	-	4,720
未払法人税等	42,417	-
預り金	788	67,801
その他	12,834	7,251
流動負債合計	90,035	322,848
固定負債		
長期未払金	-	79,006
繰延税金負債	-	2,329
固定負債合計	-	81,335
負債合計	90,035	404,184

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,795
資本剰余金		
資本準備金	-	795
その他資本剰余金	622,431	622,431
資本剰余金合計	622,431	623,227
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	16,758	801,085
利益剰余金合計	16,758	801,085
自己株式	0	4
株主資本合計	649,189	1,435,103
新株予約権	250,119	351,805
純資産合計	899,309	1,786,909
負債純資産合計	989,344	2,191,093

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年11月 1 日 至 2018年 4 月30日)	当事業年度 (自 2018年 5 月 1 日 至 2019年 4 月30日)
営業収益	1 168,956	1 952,680
売上総利益	168,956	952,680
営業費用	2 115,800	2 571,154
営業利益	53,155	381,525
営業外収益		
受取利息	0	59
その他	0	268
営業外収益合計	0	328
営業外費用		
支払利息	-	1 10,424
支払手数料	760	7,496
株主優待関連費用	-	2,728
株式交付費	-	2,551
雑損失	-	1,538
営業外費用合計	760	24,739
経常利益	52,394	357,114
特別利益		
関係会社株式売却益	-	1 478,658
新株予約権戻入益	2,996	637
特別利益合計	2,996	479,296
税引前当期純利益	55,391	836,410
法人税、住民税及び事業税	42,417	45,970
法人税等調整額	3,785	6,114
法人税等合計	38,632	52,084
当期純利益	16,758	784,326

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	-	-	-	-	-
当期変動額					
株式移転による増加	10,000		622,431	622,431	
新株の発行					
当期純利益					16,758
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	10,000	-	622,431	622,431	16,758
当期末残高	10,000	-	622,431	622,431	16,758

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
	利益剰余金合計					
当期首残高	-	-	-	-	-	
当期変動額						
株式移転による増加			632,431	198,374	830,805	
新株の発行			-		-	
当期純利益	16,758		16,758		16,758	
自己株式の取得		0	0		0	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				51,745	51,745	
当期変動額合計	16,758	0	649,189	250,119	899,309	
当期末残高	16,758	0	649,189	250,119	899,309	

当事業年度(自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	-	622,431	622,431	16,758
当期変動額					
新株の発行	795	795		795	
当期純利益					784,326
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	795	795	-	795	784,326
当期末残高	10,795	795	622,431	623,227	801,085

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当期首残高	16,758	0	649,189	250,119	899,309
当期変動額					
新株の発行			1,591		1,591
当期純利益	784,326		784,326		784,326
自己株式の取得		4	4		4
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				101,686	101,686
当期変動額合計	784,326	4	785,914	101,686	887,600
当期末残高	801,085	4	1,435,103	351,805	1,786,909

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」3,785千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,785千円として組替えて表示しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
売掛金	35,487 千円	32,635 千円
未払金	22,395 千円	190,066 千円

## 2 財務制限条項

前事業年度(2018年4月30日)

当社の貸出コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、貸付人の借入人に対する通知により、借入金等を返済する義務を負っております。

借入人は、本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持する。

借入人は、本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失とならないようにすること。

当事業年度(2019年4月30日)

当社の貸出コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、貸付人の借入人に対する通知により、借入金等を返済する義務を負っております。

(1) 2018年3月30日付相対型コミットメントライン契約(当連結会計年度末の借入金残高はありません。)

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持する。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続で損失とならないようにすること。

(2) 2018年10月1日付特殊当座借越契約(当連結会計年度末の借入金残高はありません。)

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期におけるインタレストカバレッジレシオ1超を維持する。インタレストカバレッジレシオとは、金利等の負担能力を示す指標のことをいい、最終の決算期に関する損益計算書(もしくはこれに準じるもの)により以下の算式で算出されるものをいう。

(営業利益+受取利息)/支払利息

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において2期連続当期赤字としない。2期連続当期赤字とは、最終の決算期およびその前の決算期において、損益計算書(もしくはこれに準じるもの)における当期利益が赤字である場合をいい、3期以上連続して当期利益が赤字になる場合も改めてこの条項に該当するものとする。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の決算期において、債務超過を回避する。債務超過とは、最新の決算期の貸借対照表において、負債が資産を上回る状態をいう。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年4月期末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

借入人(株式会社ビジョナリーホールディングス)は、本契約締結日以降の各事業年度末日における連結ベースでの営業損益、経常損益のいずれか1つでも赤字となった場合、その翌決算期末における連結ベースでの営業損益のすべてを赤字にしないこと。

3 当社では、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
貸出コミットメントの総額	1,000,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	1,000,000千円	1,600,000千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
営業収益	168,956 千円	952,680 千円
支払利息	- 千円	7,969 千円
関係会社株式売却益	- 千円	478,658 千円

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年11月1日 至 2018年4月30日)	当事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)
役員報酬	- 千円	103,020 千円
給料及び手当	38,010 千円	168,220 千円
賞与引当金繰入額	- 千円	4,720 千円
株式報酬費用	54,742 千円	102,961 千円
減価償却費	75 千円	300 千円
おおよその割合		
販売費	%	0%
一般管理費	100%	100%

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
子会社株式	830,805	1,944,894
合計	830,805	1,944,894

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	3,785千円	- 千円
株式報酬費用	10,354千円	31,496千円
賞与引当金	- 千円	1,633千円
未払費用	- 千円	245千円
繰延税金資産小計	14,139千円	33,374千円
評価性引当額	10,354千円	33,374千円
繰延税金資産合計	3,785千円	- 千円
(繰延税金負債)		
未収還付事業税	- 千円	2,329千円
繰延税金負債合計	- 千円	2,329千円
繰延税金資産又は繰延税金負債 ( )の純額	3,785千円	2,329千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年4月30日)	当事業年度 (2019年4月30日)
法定実効税率	34.80%	34.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.30%	1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	- %	38.8%
住民税均等割等	0.30%	0.1%
受取配当金に係る源泉所得税	- %	4.9%
評価性引当金	19.10%	2.7%
その他	0.30%	0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	69.80%	6.2%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

・特別目的会社(SPC)の株式取得(子会社化)及び吸収合併(簡易合併・略式合併)による各種優先株式の取得  
連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

・第三者割当による新株式の発行

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## . 資本金及び資本準備金の減少

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## . ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、6月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社代表取締役に対するストック・オプションとして、新株予約権を発行することを決議いたしました。

その内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

## . コミット型タームローン及びコミットメントライン契約締結

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## . 株式併合

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
無形固定資産							
ソフトウェア	1,500	-	-	1,500	375	300	1,125
無形固定資産計	1,500	-	-	1,500	375	300	1,125

## 【引当金明細表】

(千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	-	4,720	-	-	4,720

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎決算日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (URL: <a href="https://www.visionaryholdings.co.jp">https://www.visionaryholdings.co.jp</a> )
株主に対する特典	毎年4月30日現在及び10月31日現在の株主に対し、株主様特別ご優待券及びメガネレンズお仕立て券を年2回、以下の基準により贈呈します。 100株以上300株未満 株主様特別ご優待券(30%割引)1枚・メガネレンズお仕立て券 2枚 300株以上500株未満かつ継続保有期間3年未満 株主様特別ご優待券(30%割引)1枚・メガネレンズお仕立て券 2枚 300株以上500株未満かつ継続保有期間3年以上 株主様特別ご優待券(30%割引)2枚・メガネレンズお仕立て券 2枚 500株以上かつ継続保有期間5年未満 株主様特別ご優待券(30%割引)2枚・メガネレンズお仕立て券 2枚 500株以上かつ継続保有期間5年以上 株主様特別ご優待券(40%割引)2枚・メガネレンズお仕立て券 2枚

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求とする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 株主に対する特典は、2019年10月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主には、下記内容に変更いたします。

保有株式数	継続保有期間	内容 ( )内は額面金額表記はいずれも税抜価格
1単元(100株)以上 10単元(1,000株)未満		アイケアサービスご利用券: 1枚 ご来店時に「リラクゼーション10分券(1,000円)」、もしくは「各種検査の補助券(1,000円)」のいずれかを選択いただきご利用いただきます。
10単元(1,000株)以上 100単元(10,000株)未満	継続5年未満	メガネレンズお仕立券(10,000円) 1: 2枚 プレミアムトータルアイ検査券(4,000円): 2枚 リラクゼーション10分券(1,000円): 2枚
	継続5年以上	メガネフレーム券(10,000円) 2: 1枚 メガネレンズお仕立券(10,000円) 1: 2枚 プレミアムトータルアイ検査券(4,000円): 2枚 リラクゼーション10分券(1,000円): 2枚
100単元(10,000株)以上		メガネフレーム券(30,000円) 2: 2枚 メガネレンズお仕立券(30,000円) 3: 2枚 プレミアムトータルアイ検査券(4,000円): 5枚 リラクゼーション10分券(1,000円): 5枚

1 当社通常価格から、眼の負担軽減や加齢対応のレンズ等をお仕立ていただける、メガネレンズお仕立券(10,000円)2枚を贈呈いたします

メガネレンズお仕立券は、額面以上のメガネレンズにて眼鏡をお仕立ていただく場合に生じる差額は株主様のご負担となります。

ただし、30,000円(税抜)を超えるメガネレンズにて眼鏡をお仕立ていただく場合は、メガネレンズ

お仕立券（10,000円）2枚を同時にご利用いただけます。

なお、メガネレンズお仕立券のご利用は、当社グループ店舗にてフレームをお買い求めいただくことが前提となります。

- 2 額面未満のメガネフレームをご購入の際もご利用いただけます。ただし、つり銭のお返しはできません。

また、額面以上のメガネフレームをご購入の際は、差額は株主様のご負担になります。

メガネレンズお仕立券、プレミアムメガネレンズお仕立券との併用は不可といたします。ただし、複数お買い求めの場合には別々にご利用いただくことが可能です。

- 3 当社通常価格から、眼の負担軽減や加齢対応レンズ等をお仕立ていただけるプレミアムメガネレンズお仕立券（30,000円）2枚を贈呈いたします。

プレミアムメガネレンズお仕立券は、30,000円（税抜）までのメガネレンズが無料対象となります。

つり銭のお返しはできません。額面以上のメガネレンズにて眼鏡をお仕立ていただく場合に生じる差額は株主様のご負担となります。

なお、プレミアムメガネレンズお仕立券のご利用は、当社グループ店舗にてフレームをお買い求めいただくことが前提となります。

3. 2019年11月1日に予定されている株式併合後の株主に対する特典は、下記内容に変更いたします。

保有株式数	継続保有期間	内容 ( )内は額面金額表記はいずれも税抜価格
1単元（100株）以上 10単元（1,000株）未満	継続5年未満	メガネレンズお仕立券（10,000円） 1：2枚 プレミアムトータルアイ検査券（4,000円）：2枚 リラクゼーション10分券（1,000円）：2枚
	継続5年以上	メガネフレーム券（10,000円） 2：1枚 メガネレンズお仕立券（10,000円） 1：2枚 プレミアムトータルアイ検査券（4,000円）：2枚 リラクゼーション10分券（1,000円）：2枚
10単元（1,000株）以上		メガネフレーム券（30,000円） 2：2枚 メガネレンズお仕立券（30,000円） 3：2枚 プレミアムトータルアイ検査券（4,000円）：5枚 リラクゼーション10分券（1,000円）：5枚

- 1 当社通常価格から、眼の負担軽減や加齢対応のレンズ等をお仕立ていただける、メガネレンズお仕立券（10,000円）2枚を贈呈いたします。

メガネレンズお仕立券は、額面以上のメガネレンズにて眼鏡をお仕立ていただく場合に生じる差額は株主様のご負担となります。

ただし、30,000円（税抜）を超えるメガネレンズにて眼鏡をお仕立ていただく場合は、メガネレンズお仕立券（10,000円）2枚を同時にご利用いただけます。

なお、メガネレンズお仕立券のご利用は当社グループ店舗にてフレームをお買い求めいただくことが前提となります。

- 2 額面未満のメガネフレームをご購入の際もご利用いただけます。ただし、つり銭のお返しはできません。

また、額面以上のメガネフレームをご購入の際は、差額は株主様のご負担になります。

メガネレンズお仕立券、プレミアムメガネレンズお仕立券との併用は不可といたします。ただし、複数お買い求めの場合は別々にご利用いただくことが可能です。

- 3 当社通常価格から、眼の負担軽減や加齢対応レンズ等をお仕立ていただけるプレミアムメガネレンズお仕立券（30,000円）2枚を贈呈いたします。

プレミアムメガネレンズお仕立券は、30,000円（税抜）までのメガネレンズが無料対象となります。

つり銭のお返しはできません。額面以上のメガネレンズにて眼鏡をお仕立ていただく場合に生じる差額は株主様のご負担となります。

なお、プレミアムメガネレンズお仕立券のご利用は当社グループ店舗にてフレームをお買い求めいただくことが前提となります。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第1期(自 2017年11月1日 至 2018年4月30日) 2018年7月24日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年7月24日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第2期第1四半期(自 2018年5月1日 至 2018年7月31日) 2018年9月14日関東財務局長に提出。

第2期第2四半期(自 2018年8月1日 至 2018年10月31日) 2018年12月14日関東財務局長に提出。

第2期第3四半期(自 2018年11月1日 至 2019年1月31日) 2019年3月14日関東財務局長に提出。

#### (4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第1期第3四半期(自 2017年11月1日 至 2018年1月31日) 2018年7月25日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書

2018年8月9日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づくものであります。

2018年12月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づくものであります。

2019年2月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号(連結子会社に対する訴訟の提起または解決)の規定に基づくものであります。

2019年3月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づくものであります。

2019年6月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づくものであります。

2019年7月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づくものであります。

2019年7月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づくものであります。

2019年7月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)の規定に基づくものであります。

#### (6) 有価証券届出書及びその添付書類

2019年6月18日関東財務局長に提出。



**第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年7月29日

株式会社ビジョナリーホールディングス  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 弘 司

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 林 直 也

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョナリーホールディングスの2018年5月1日から2019年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングス及び連結子会社の2019年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビジョナリーホールディングスの2019年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ビジョナリーホールディングスが2019年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年7月29日

株式会社ビジョナリーホールディングス  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 弘 司

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 林 直 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジョナリーホールディングスの2018年5月1日から2019年4月30日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョナリーホールディングスの2019年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。